

第21回教育委員会（定）

開会日時 平成24年 11月 20日（火） 午後 1時00分
閉会日時 午後 3時47分
開会場所 教育委員会室

出席者

委員 別府 明雄
委員 今井 英彦
委員 谷田 泰
委員 高野 佐紀子
委員 北川 容子

出席事務局職員

庶務課長	小池 喜美子	学務課長	森下 真博
生涯学習課長	中島 実	指導室長	矢部 崇
新しい学校づくり担当課長	田中 光輝	学校地域連携担当課長	大澤 宣仁
中央図書館長	代田 治		

署名委員

委員長

委員

午後 1時00分 開会

- 委員長 本日は5名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。
ただいまから、平成24年第21回教育委員会定例会を開催いたします。
本日の会議に出席する職員は、寺西次長は区民と区長との懇談会に出席のため欠席です。小池庶務課長、森下学務課長、中島生涯学習課長、矢部指導室長、田中新しい学校づくり担当課長、大澤学校地域連携担当課長、代田中央図書館長の、以上7名でございます。
本日の会議録署名委員は、会議規則第29条により高野委員にお願いいたします。
本日の委員会は6名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

○議事

日程第一 議案第21号 意見の聴取について

1. 東京都板橋区立図書館及び東京都板橋区アートギャラリーの指定管理者の指定について

(中央図書館)

2. 学校備品等の買入れについて

(学務課)

- 委員長 日程第一 議案第21号「意見の聴取について」。案件が2件ございます。
まず、案件1「東京都板橋区立図書館及び東京都板橋区アートギャラリーの指定管理者の指定について」は、中央図書館長から説明してください。
その後、案件2「学校備品等の買入れについて」を、学務課長より説明してください。
では、案件1について、中央図書館長から説明願います。

- 中央図書館長 では、資料をおめくりいただきまして、一番下のページ数が「47」というものが入っているものをご覧いただきたいと思います。
東京都板橋区立図書館及び東京都板橋区アートギャラリーの指定管理者の指定についてでございます。
本案件につきましては、第4回定例会に提出するものでございます。
選定委員会による選定結果報告は9月26日の教育委員会にていたしております。
本件は地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせるものを下記のとおり指定しております。
1、公の施設の名称及び所在地。
資料に記載のありますとおり、赤塚図書館から成増図書館までの図書館10館と、区立成増アートギャラリーを、今回指定しております。
次に、2、指定管理者の名称及び主たる事業所の所在地ですが、赤塚図書館、高島平図書館、成増図書館、成増アートギャラリーにつきましては株式会社図書館流通センターで、所在地は次ページに記載のとおりでございます。

清水図書館、蓮根図書館、西台図書館、志村図書館につきましては株式会社ヴィアックスで、所在地は記載のとおりでございます。

氷川図書館、東板橋図書館、小茂根図書館につきましては丸善・東急コミュニティー共同事業体で、所在地は記載のとおりでございます。

3の指定の期間についてですが、平成25年4月1日から平成30年3月31日までです。

提案理由ですが、図書館及びアートギャラリーの指定管理者を指定する必要があるためです。

なお、この議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき提出するものでございます。

説明は以上です。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

図書館の指定管理者については以前からお話がありましたので、それが最終的に議案として上がってきたということによろしいでしょうか。内容的には特に問題ないと思います。

それでは、次に、案件2について、学務課長から説明してください。

学務課長 今回の資料の次のページになりますが、一番下に「23」と書かれている資料の方をご覧ください。

左上、「議案第101号 学校備品等の買入れについて」というものでございます。

今回、第4回定例区議会に付議すべき案件として提出させていただいたこちらのものは、資料の記書きのところにございますように、赤塚第二中学校で使用に供するためということでございますが、今年度末に改築が完了する赤塚第二中学校における机、椅子等、学校備品などの一式を購入するものでございます。

学校の改築、大規模改修時などに合わせて、こうした備品等の購入をしているものでございますが、今回は、赤塚第二中学校が教科センター方式を採用するというのもありまして、こちらの記書きの3、買入れ金額のところにございますように、一定価格4,000万円を超えていることから、提案理由にございますように地方自治法の規程に基づき議会に付議するものでございます。

簡単ですが、説明は以上です。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

これだけで、全く中身は分からないというのがあるんですけども、しかるべき所管のところでは精査されて、入札の上決まっているということによろしいですか。

学務課長 はい。議会の議決案件ですので、現在、ここに書いてある買入れの相手方等は仮契約の段階で、12月の第4回の定例区議会で議決された後、正式な契約とい

うことになります。

中身の資料をお見せしなかったんですが、基本的には、児童生徒が使う机、椅子の類が中心でございますが、今申し上げましたように、教科センター方式というのを採用しておりますので、通常の普通教室に当たる部分は、机が2人がけの机であったり、丸椅子であったりというふうな省スペースの関係で少し簡易なものを使用しているかわりに、各教科ごとに専門の部屋が用意されておりますので、そちらも通常の教室と同じ備品が入っているということになります。

また、各教科の教室の前にはメディアスペースといわれている、生徒の交流であったり、グループ学習であったり、生徒の授業へのモチベーションを高めるための仕掛けなどをするためのスペースがございますので、そちらに長椅子であったり、様々なホワイトボード、掲示版、そういったものも置いたりといった工夫がしてあります。

また、図書館につきましても、ブラウジングコーナーといわれまして、雑誌などを仲間と一緒に見たりといったことをするスペースもございまして、こういったところにも、やや特殊な長椅子であったり、テーブルであったりといったものもつけて変化を加えているものでございます。

そういったものを含めまして、一般の学校のものよりも金額がこういう形になりましたので、議決案件というところでございます。

委員 長 例えば一般の学校が幾らぐらいかというのも実は知らないのですが、何とも言いがたい部分はあるんですが、事務局で適切に設定されていると。

学務課長 参考までに、直近で、板橋第三中学校が同じように改築したときに、初度調弁という形で一括で備品と消耗品を購入して、そのときが約2,900万円ございました。赤塚二中の場合は、今回分が今お示しのとおり買入れ金額が4,000万円を超えていますが、これ以外に、さらにカーテンであったり、陶芸窯であったりということで、まだ400万、500万という上積みがありますので、通常の中学校よりは金額として上になるということでございます。

教 育 長 初めての教科センター方式で、今、授業改善を進めているその最先端をこの学校で担ってもらおうようになります。しかも金額が結構ほかの学校に比べて高額ですから、失敗することのないようにということで、学務課にも、学校ときちんと連携をとったり、長澤教授に確認してもらったりということも含めてやっております。

ぜひ、実際に入れるときを含めて、その辺を考慮の上、十分対応をお願いしたいというふうに思っています。

委員 長 そうですね。最終的には、いい道具が入っても使いこなさないと意味がないので、その辺は上手く活用してやっていただきたいと思います。

ほかにご意見がなければ、お諮りいたします。日程第一 議案第21号「意見

の聴取」、案件1及び2について、区長原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 では、そのように決定します。

○議事

日程第二 請願第2号 学校選択制・学校適正配置に関する請願

(学務課・新しい学校づくり担当課)

議案第22号 板橋区立学校の廃止について

(新しい学校づくり担当課)

委員長 続きまして、日程第二につきましては、請願第2号「学校選択制・学校適正配置に関する請願」と議案第22号「板橋区立学校の廃止について」の2件について、一括審議といたします。

まず、学務課長より、学校選択制について現在の状況を説明してください。その後、新しい学校づくり担当課長より、学校適正配置について説明をお願いします。

学務課長 では、学校選択制について、これまでの経緯と現状につきまして、簡単にご報告させていただきます。

まず、学校選択制でございますが、平成16年度に開始した学校選択制は、平成14年度に設置された学校選択制検討会において議論されまして、それまでの指定校変更制度における課題、保護者等の学校選択の意思の尊重、開かれた学校づくり、特色ある学校づくりといったものを目的に実施されたものでございます。

平成21年度に設置された学校選択制検証検討会におきましては、安全性の確保、地域との関連性、適正規模の維持、正確性に欠ける情報での選択といったような課題について議論されまして、主として通学の安全性の確保という観点から、小学校において隣接区域制の導入を決定いたしまして、昨年度から実施してございます。

選択制導入後の状況としまして、小学校における35人学級の導入、「あいキッズ」の実施、あるいは一部地域における児童生徒数の増などにより、学校における余裕教室の減少といった状況から、抽選の実施が常態化しまして、選択制導入の目的の1つである保護者等の学校選択の意思を尊重するという部分の担保が困難になってきている状況もございます。

特に、今年度は、小学校において12校が抽選、中学校においても7校が抽選。昨年はそれぞれ6校、4校でございましたので、大幅な増となっております。

都内の他の自治体におきましては、杉並区が、選択制導入の目的の1つである開かれた学校づくりについて、全校で学校支援地域本部が発足したことによりほぼ達成できたということも理由の1つとして、選択制の持つ課題と合わせて検討

の結果、選択制を廃止し、指定校変更について、児童が学校の特色ある教育活動等に参加を志望する場合といった事由を追加するという見直しを平成28年度新入学から実施するというふうに聞いております。

また、新宿区におきましては、通学区域内の児童で、適正規模となりそうな学校については選択できなくなるという制度の見直しを行ってございます。

また、多摩市におきましては、学校選択制と指定校変更制をともに見直しまして、条件つき学校希望制としまして、一定の基準に該当する場合に優先度の高い事由に該当する者から変更を認めるという方法を行っております。

また、多摩市の場合は、合わせて通学区域の学校より隣接する学校の方が近いといった場合にも変更を認める調整区域制度を導入してございます。

板橋区におきましては、現状において、抽選校の増加、または過小規模校の出現など、対応が必要な課題があるというところは十分認識しておりまして、緊急に取り組むべき課題を含めて一定の見直しが必要というふうに考えてございますが、毎年、新入学生の一定の割合の方が選択制を利用している現在の状況、また、平成21年度の保護者などを対象としたアンケートにおいて、約半数の方が選択制の存続を希望している結果といったことも踏まえまして、先ほど申し上げました他自治体の見直しなども参考にしながら検討を進めていきたいというように考えているところでございます。

以上です。

委員長 では、田中課長の方からお願いします。

新しい学校づくり担当課長 では、私の方から、説明に入ります前に、順序が逆となるかもしれませんが、受理いたしました請願、それから議案についてご報告いたします。

まず、請願第2号の、学校選択制・学校適正配置に関する請願でございます。

請願者は記載のとおり、———様でございます。大山小学校の教育環境協議会のメンバーでもございました。

請願の要旨でございます。

1、学校選択制度を廃止してください。

2、大山小学校について「25年度末で閉校」を決定するのではなく、今後の動向を見守った上で再度検討してください。

この請願の理由でございます。

現在、大山小学校について、教育委員会では「平成25年度末で閉校」とする方向で議論が進んでいると聞いています。

「学校が自由に選べる」というキャッチフレーズで実施されてきた学校選択制は、一緒に学んだり遊んだりする機会を少なくし、同じ地域の子どもをばらばらにし、地域のつながりを希薄にするというマイナス面が問題にされてきています。

最近、板橋区内でも交通事故で2名の小学生が死亡する問題もありました。地震も頻発している中、子どもが地域の学校に通うことは、非常災害時や安全面でも大切なことです。子どもたちが大山小学校の前を通り越して通学する姿を目に

するにつけ、無理なく通える通学区域が望ましいのではないかと考えます。

また、学校選択制のもとでは、根拠のないうわさや風評で特定の学校に希望が集中する、あるいは特定の学校を避けるといった事態が生じるが、この度の大山小学校の小規模化もその典型例ではないでしょうか。

大山小学校通学区域内の0～5歳児の人口推計（平24まで）を見ると、子どもの数は隣接校とほとんど変わらない状況にあります。学校選択制が導入されなければ、同じように子どもたちが入学しているのです。

学校選択制が導入されたままの適正配置は、これから必ずしも教育委員会が考えるような児童数・学校数にはなるとは限らず、いずれ破たんしていくと思われまます。平成24年度の学校選択の状況を見ても、12校の小学校で抽選が行われ、まるで小学校受験のようです。

学校選択制は全国的にも見直す自治体が出てきており、23区でも杉並区では2016年度から廃止することを既に決めています。

板橋区でも学校選択制が導入されて8年が経ち、今年度からは隣接区以外の選択は認めないと見直しされました。それは制度に問題がありきだからだと思います。早急に制度の廃止を検討してください。

学校は地域の中心となりこの地域に必要と感じています。一度閉校されたら学校は戻ってきません。大山小学校の閉校については、今すぐ決定するのではなく、今後の動向を見守った上で再度慎重な検討をお願いいたします。

続きまして、議案第22号についてです。

件名です。板橋区立学校の廃止について。

板橋区立学校を下記のとおり廃止する。

1 学校名。

板橋区立大山小学校。

2 時期。

平成26年3月31日。

本件の提案理由でございます。

学校規模の適正化を図るため大山小学校を廃止する必要がある。

請願、議案につきましては以上です。

ここから、状況等の説明に移らせていただきたいと思います。

この大山小学校の適正配置の進め方につきましては、昨年12月の保護者の皆様への説明から協議会の設置、そして教育委員会としての方針の決定まで、たびたび報告させていただき、この教育委員会においても議論をいただいていたところでございます。

前回の11月9日の教育委員会におきまして、大山小学校の平成25年度入学見込児童数を報告するとともに、11月13日に協議会委員への報告を経まして、本日、大山小学校の平成26年3月31日をもっての閉校につきまして、議案を提出することの確認をしたところでございます。

11月9日の教育委員会以降、請願の受理のほかにも、11月13日の協議会への報告会、11月16日の文教児童委員会での質疑などがございましたので、

ご報告させていただきます。これらも踏まえ、ご審議をいただければと思います。

まず、11月13日の協議会への報告でございます。

ここでは、前段に入学希望者数の状況説明などとした上で、11月20日の教育委員会において議案として大山小学校の閉校について提出をさせていただくと、報告いたしました。

そういった中で、色々な思いがある、意見があるということを教育委員会に伝えてほしいというようなお話もございましたので、幾つかそれらのご意見についてご紹介、ご報告させていただきます。

本日、ご用意いたしました資料の3ページ目のところに、4番といたしまして、大山小学校教育環境協議会への報告会での主な意見と記載をさせていただいております。

3つの項目に分けておりますが、まず、学校選択制についてです。

学校選択制は根本的に見直しをしてほしい。制限を加えた一定の要件のもとで、限定的に認めるという内容にしてほしい。この学校選択制の問題は、保護者の意向だけではなく、第三者的に判断しないとイケない案件だということです。

次に、学校規模の過小規模化の問題は、学校だけの問題ではなく、行政側の一般的な問題として捉えてほしい。

次に、将来に向かって、板橋区のまちづくりには学校選択に制限が必要だと思う。先ほどと重なりますが、保護者意見の尊重ばかりではなく、子供の安全、距離、道路や川、地域性など、トータルに考慮して判断していくべきだ。

次に、過小規模化の原因を1小学校の問題と学校任せにせず、教育委員会で掘り下げて、研究してほしい。

次に、地域をもっと考え、小学校を地域のよりどころとして考えてほしい。

次の項目は、大山小学校の適正化についてでございます。

学校選択制改正までの期間は大山小学校を閉校せずに様子を見てほしい。

今年1人だった入学者が現時点で5人であることは増加と考えられるので、それを考慮して、閉校を平成27年度に延ばしてほしい。

地域から学校がなくなるのはすごく大変なことだと思うが、何を言っても教育委員会の決めたことを受けるだけというのはむなしさがある。その思いは酌み取ってほしい。

大山小学校は、近隣校には存在している通学区域の危険箇所が1つもないという恵まれた立地である。子供が生活するには大変いい環境であり、今後、この場所に新しい小学校をつくるような方向性というのも検討していただきたい。

それから、入学案内、学校案内での周知の関係に関してでございます。

学校案内に「20名程度」と記載したことについては納得がいかない。

学校案内に追加して送付した意見書、これを大山小学校通学区域の就学予定者だけに送ったというのは問題ではないか。近隣の区域にも送るべきではなかったかというような趣旨でございます。

続きまして、11月16日の文教児童委員会での質疑に関してでございます。

こちらは、学校選択制の選択状況の報告というものがございまして、その中で

大山小学校の取り扱いについてのご意見が幾つかございました。

協議会のあり方、進め方、あるいは、そういったことの中で協議会の決定ということが反映されていないのではないかなというようなご意見がございました。

また、先ほどと同じですが、入学案内で「20名」と記載したのは風評をあおってしまったのではないかな。

それから、大山小学校から板橋第五小学校を希望し、抽選により現在補欠登録者になっている方、こちらの方たちを、教育委員会の指導とか、そういった形で大山小学校へ入学させられないのかというご意見。

それから、平成26年入学の大山小学校区域内の人数というのは増えるということが明らかなので、五、六年先まで見ていけば回復するのではないかな。

結果的に、こういう状況はとても納得できることではないということ、誰が見ても、聞いても、納得できるような理由を示していただきたいというようなお話もございました。

また、教育委員会では十分な情報が行き渡って議論がなされているのかというようなご意見。その意思決定という、そういう流れについてもよく分からないというかな、見えてこないというようなご意見です。

それから、地域の住民の方々はまだあきらめていないので、今後という意味でしょうか、大山小学校の風評を貶めたことへの挽回を要望しますということです。

これら文教児童委員会でのやり取りについても十分伝えてほしいというご発言もありましたので、何点か紹介させていただきました。

協議会での報告会という部分では、実際に長時間にわたってやり取りをしたわけですが、それぞれ協議会の委員さんたちも長くやっていただいて、それぞれのお立場がございました。

そういったそれぞれのお立場の中で、今なお学校の存続という考えを持っているというお話は、再三にわたってございました。そういったお話も、私どもとして十分受けとめて、本日このような形でお伝えさせていただきました。

それから、協議会としてこの大山小学校を閉校したとなるのかというお話がございましたけれども、報告会での意見、それまでの協議会でのやり取りも踏まえて、あくまでも来年度以降の大山小学校の教育環境、複式学級の状況も含めて、総合的に判断をして、教育委員会として、教育委員会の責任でこの点については決定をするんですよというお話は、報告会のところでもさせていただいているところでございます。

資料のところ少し戻りますけれども、最初のページのところでは、通常学級と特別支援学級の過去5年の学級数人数を記しております。

それから、1の(4)のところは、平成25年度、来年度の学級編制についてでございます。1年生のところは5人という数字を入れさせていただいております。

最も多かった6年生が卒業した後ということでございますので、通常学級では43人、特別支援学級は現在のところ入学する見込みのある方がいらっしゃらないということですので1、2年生が0、3～6年生の中で17人ということで、

現在は60名を見込んでおりますけれども、これまで報告させていただきましたが、在校生の中でも今年度限りで転校を希望している方もいらっしゃいますので、その辺の調査については、意向調査を今後していきますので、合計人数についてはもう少し下回るのではないかと予測はしています。

それから、隣接校の状況ということで、隣接校の通学区域内の人数でございます。大山小学校通学区域内に住んでいる方の人数ですけれども、10月1日現在の人数で、平成26年度1年生は49人です。

その先の人数については、増えていく年もあり、また減っていく年もあるので、先ほども紹介しましたけれども、こういった先々の人数の増加傾向も含めれば、増えていくのではないかというようなご意見が、この辺からあったところでございます。

次のページの(2)の一番上のところでは、大山小学校の隣接校の学級数と児童数でございます。

人数が多い中で、周辺の学校で受け入れられるのかというようなやり取りもございましたけれども、板橋五小、六小、十小、七小、それから隣接ということで弥生小まで含めているところでございますけれども、平成24年度の学級数・児童数と、平成29年度の、これは教育人口推計に基づく推計の人数でございます。

若干学級数が増える学校はございますけれども、学校施設容量から考えますと、周辺の学校での受け入れというのは可能であるというふうに分析しております。

資料の3番につきましては、これまでの昨年12月からの協議会、説明会、意見交換会等の一覧になっております。これは、以前も、中途のものでございましたけれども、この場でも示させていただいたものでございます。

最終ページのところです。結論めいた部分なんですけれども、先ほどの議案にもありましたとおり、大山小学校については閉校する。

閉校の時期は平成26年3月31日ということで、今後につきましては、適正配置の実施計画、受入先の交流事業とかそういったものも含めて、関連する学校長であったり、保護者の皆さん、地域住民の方々と協議を重ねながら決定していきたいと思っております。

近々の今後のスケジュールでございますけれども、既に触れている事項もございますが、まず、直近には11月22日に大山小学校の保護者説明会を行います。本日の教育委員会の状況について、今後の進め方について説明する予定でございます。

それに合わせまして、在校児童の保護者の皆さんに対しまして、平成25年度の大山小学校の学校運営に資するために指定校変更、いわゆる転校の意向と就学先、あるいは平成25年度の交流校の意向などについての予備調査を行う予定でございます。

それから、11月26日ですが、大山小学校の就学時健診が予定されております。そちらにお邪魔しまして、新入学児童の保護者の方に対しまして状況等の説明をさせていただきます。

それから、本日は、教育委員会としての意思決定というような状況でございます。

すが、学校に関する設置条例の改正が必要となります。年明け、区議会の第1回定例会への条例の付議の運びとなります。

それから、1点目のところを飛ばしてしまいましたが、大山小学校通学区域の板橋第五小学校へ、現在、学校選択の補欠登録者の方への取り扱いでございますけれども、これまでも、様々、個別に皆さんから、色々なご意見を保護者の方からいただいているところですが、この方々に対して指定校変更についての希望を確認して、その希望に添った形で進めていくという方向でご案内をしていく予定でございます。

説明は長くなりましたけれども、以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員 今日、ここで大山小学校のことと、それから、それに合わせて出された請願を含めるということで、ここで一緒に色々また意見を出していくことだというふうに思いますけれども、これまで委員会で言ってきた話と、私は特に変わることはないんですが、まずは、適正規模・適正配置の審議会でも出てきている適正規模にいかにか近づけるかということがとても大切だというふうに思っています。

私としては、できれば学年2学級ぐらひはあって、子供の交流もあること。それから、先生がすごく若くなってきているので、各学年1人の先生ではなくて、できれば、本当は3学級ぐらひあって、ベテランと若い先生と一緒に授業を進められる、そんな環境をつくっていくことが先生たちの成長にも私はつながるというふうに思っています。

今回、大山小学校に関しては、これまでの議論の中で、とにかく過小な児童数になってしまったということと、それから来年度の人数というふうな関係もあって、ここで決めることが妥当ではないかというふうに思っています。

それから、もう1つ、どうしても行政の進め方というのは、どちらかという、経済が成長する中で増えた分をどう分配するかという、そちらの方に慣れている感じがまだまだあるというふうに思っているんです。

これから低成長で、それぞれのニーズとか要望も多様化する中では、まず最初に、やめるという、やめることに対する進め方ということにも、もっともっと慣れていくという言い方はおかしいかもしれないですけども、やめるからこそ新しいことにまた挑戦できるというようなこともあるので、まだまだこういった進め方については、我々の中でも反省すべき点、修正すべき点があるかもしれないですけども、それはしっかりやっていくべきことだというふうに思っています。

以上です。

今井委員 まず、大山小学校については、8月の委員会で、今度の新入生の動向を見て決めましょうねということで、私もそれに賛成していますので、ふたを開けてみて5人ということですし、それから、在学生在がどう動いていくかということも不透

明なことを考えると、今回、ご提案の、もう1年で廃校というのは、もうやむを得ないかなというふうに考えています。

協議会の進め方とか、最後の13日の報告会、そういった議事録を見ますと、地域の方々の学校への思いというのはすごく強いというのは痛いほど伝わってきますし、協議会の結論みたいな形で答申をいただいています。そこも含めて、大山小学校が存続してほしいという願いが、どなたにもあるんだろうということはもう伝わってきています。

ただ、「ただ」といきなり嫌な言葉を使ってしまうのですが、ただ、法令によって学校の開設や運営や廃止の意思決定を行う義務を負っている我々としては、また別の観点から考えなければいけないということもあるわけでありまして、それは、今、谷田委員がおっしゃったところにも含まれていますが、あの地域で伝統を持った小学校がなくなるというその痛みは十分分かった上でも、では、板橋の小学校として子供たちにどう育ってもらいたいのか、どういう教育を行っていくべきかという考えに、原点に立って、委員としては判断をし、結論を下さないといけないという非常に苦しい立場にあるということです。

そういう意味では、学校の規模とか、学年の規模とか、学級の規模とか、それぞれすごく大事な意味を持っているわけですから、そういう中で、今回は5人、それから住民基本台帳で学区内に40人、50人、60人、毎年いるのではないかという考えも一方ではあるとは思いますが、板橋の人口移動の特徴は、国勢調査の板橋区エリアを見ると、0～5歳人口が、5年後の5～9歳人口で減るんですよ。

住宅事情なのか、色々な子供に対する施策が、就学後と前で、板橋と近隣の埼玉県の市だとかそういうのを比べると違いがあるせいなのか、そういう特徴がある中で、それが多分全部そのまま大山小学校に入ってくるということはないだろうというような気がしていることも含めて、平成26年3月というのは致し方ないかなという考えです。

請願にあります学校選択制についてですが、選択制は、もともとは文部科学省が、「親が決める、選択する余地を公立学校でも全校つくってね」みたいなことの通達が何度かにわたって出てきて、その後、90年代の世界的な流れですけれども、学校を「開く」と「競う」、それによって学校と教員はよくなっていくんだという考え方のもとでの施策としての学校選択制というのが広まってきたという経緯があったと思います。

OECD諸国を中心にそういう学校を選ぶ余地がどのくらいあるのかみたいな調査が頻りに文部科学省に来て、文部科学省がこれは大事だねというふうに都道府県、市区町村に下していくみたいな流れもあったでしょうし、学校以外の社会の人たちから「学校の先生って、なんか世の中を知らないよね」みたいな、そんなようなトーンで開かれていくみたいな、そういう時代が実はあったのは事実だったと思います。

板橋区の場合、確かに「学校の特色」とか「開かれた学校」というキャッチフレーズをやってきましたし、それによって一定の効果はすごくあった部分も大き

いというふうに評価していますが、「開く」、「競う」ことによって学校がよくなるのかというのは、多分、幻影ではないかなというのが、私のこの間見てきた観察であります。

そういう意味では、学校選択制というのではない方がいいのかなというふうになりがちなんですけれども、実は、もう1つの大きな流れとして、「新しい人権」と言われているところに、自己決定権とか選択権というのがあるわけで、それが、例えば、憲法の改正とか、分からないですけども、いわゆる憲法ができた当初の基本的な人権に加えて、新しい人権の中にそういった決定みたいなことが組み込まれて、そういう考え方が世界的に広まっている中で、全く選択の余地のない指定校制度というのは、今後、多分どこもできないだろうし、杉並にしろ、多摩市にしろ、学校を開き、競えば学校がよくなるという信念の予感のもとで行われた選択制はやめるけれども、選択権を残した形での就学校の指定なり、それを変える変更の手続の規定というのは随所で出てくるだろうし、板橋も検討する時期にきていると思っています。

ただ、それはあくまで地域の、あるいは町会が目線からすると、自分のエリアの子供たちがその小学校に全員来てほしいという願いは分かりますが、そうはできないだろうというふうに考えています。

そういった流れを考えていくと、では、選択制をやめて様子を見ればいいのかというと、選択制そのものを見直してどこに落ちつくだろうかという、そういう範囲を考えた場合に、多分それも望み薄だろうし、逆に、地域の側からすると、最近、物すごく恐ろしいことなんです、ある必要に迫られて賃貸とか中古の分譲とかそういう住宅の検索をしていますと、条件を入れて、こんな物件があるといってクリックすると、下の方に近隣の学校の様子というのが出てくるサイトがあって、そこは児童数が何人かとか、中学校であれば私立に何人、国立に何人みたいな、そんなようなことまで載っている。

つまり、学校要覧といって学校が配っているものを多分そういう業者の人が足で集めて載せているという、そんなような時代になってきて、かつ若い考え方の、今風の若い保護者が子供の教育を考えながら住宅を選ぼうというときに、そういうサイトがどんどん人気が高まって広まってくるような可能性というのが、そういう意味で非常に恐い現実があるとする、そういう展開があるとする、地域が抱え込んでクローズドで地域の町会とか、町会の幾つかの地図で線が描ける範囲内で学校の学区域を持ち、かつ、地域でそれをクローズドにしていこうということが、これからの10年、20年を考えたときに、今、本当に自分の地域の子供らは自分の学校にという思いは分かりますが、今後それが最適な考え方なのかというのは物すごく疑問だなというふうに思う時代にきてしまっています。

ということで、選択制の今後、もちろん、これからさらに議論を深めていかなければいけないことではあります、そういったことを含めても、色々な意味で、やはり板橋の子供の徳・知・体の育ちという観点から、我々は学校のあり方を考えなければいけないし、それを最大の優先順位の一つに考えて意思決定を行わなければいけないだろうし、そういう観点から、最初に申しあげましたように平成

26年3月に廃校でやむを得ないと思いますし、それとセットの請願については、申し訳ないですが不採択ということが私の意見であります。

高野委員 私も、今井委員が今おっしゃられたように、学校選択制については、これから話し合いを重ねて見直しなどをしていく必要があると考えております。

ただ、そのことで大山小学校の問題を考えていくのは、大山小学校に、今現在、在学している子供たちを中心に考えていったときに、やはり子供たちが日々充実した、今でも学校が素晴らしい教育をされているということは伺っておりますけれども、やはりもっと適正な状況の中で子供たちが日々過ごせるようにしてあげるのが大切なのではないかというふうに考えております。

以前、若葉小学校が若木小学校に統廃合されたんですが、私は若木小学校でずっと学校運営連絡協議委員などをやっておりました。

それで、皆さん、当初は大変心配されていたんですけども、子供たちは1年間の交流期間などを経て、どの子が若葉小の子でどの子が若木小なのかというのが分からないぐらいすぐに打ち解けて、大変仲良く充実した学校生活を送ってました。

そして、受け入れる側の若木小学校でも、若葉小学校でずっと伝統として行っていたけん玉などを若葉小の伝統として受け入れ、今では若木小の特徴がけん玉ということで、それがさらに成長して若木と若葉が上手く1つの学校になってきた状態を目の当たりにしております。

ですから、大山小学校の皆さんも大変心配されているだろうなと思うのですが、やはり、そこで日々生活する子供たちのことを考えて、なるべく早く結論を出してあげることが、子供にとっては1年、1年が本当に、この先を見据えて何年か後に児童数が回復するでしょうというようなことを言っている、子供にとって1年生は1回、2年生は1回ということを考えると、やはりそこは私たちが責任を持って、子供たちがその学年に応じた時間を有意義に過ごせるようにしてあげなければいけないという責任を感じております。

ですから、学校選択制についてはこれから議論を深めていかなければいけないと思います。大山小学校については、やはり平成26年3月をもって閉校するということが望ましいのではないかというのが私の意見です。

教育長 教育長として、議会でも協議会の方でも、皆さんに大分批判されました。大山小学校が単学級になったとき、急激に人数が落ちたときに、もっと早く、教育委員会として、事務局としても、教育委員の皆さんにきちんと情報を出し、地域の皆さんにも出して対応しなければいけなかったなというのは、本当に皆さんに申し訳なく思っているところです。

ただ、今回、適正配置審議会の方で答申を出していただいて、新たに答申を策定し、その後、教育委員会で今後の基本方針を出しました。

大山小学校の場合は、その基本方針にもかかわらず、さらに対応が早期に必要な学校として、本当に特別な対応をしなければならなかったということで、地域

の皆さんや保護者の皆さんも、納得ができない、なかなか腑に落ちないんだという声がたくさん上がっているということは本当に申し訳なく思っています。

ただ、今も色々意見が出ましたとおり、学校選択制に関しては、これから制度を変えていく必要があると思います。それに関しては教育委員会の皆さんとも勉強会をしたりしながら、できるだけ早く制度の改正をしたいと思っておりますけれども、大山小学校の近隣の状況を見ていきますと、近隣のところに通える、500メートルもないところに通える学校、しかも小規模の学校が複数あって、大山小学校が単学級という本当に過小規模になってしまったということから考えると、学校選択制をもし外しても、即これが適正規模の学校になるというふうにはちょっと考えられないというふうに思っています。

ですので、学校選択制と今回の大山小学校の課題はきちんと切り離して、今後は考えていく必要があるというふうに思っています、今回の請願に関してはそれが一体になっておりますので、請願の文言から言いますと「学校選択制を廃止してください」という第1項目を不採択にするのは気が引けるんですけれども、一体として考えざるを得ないというところでは不採択という形で平成26年3月をもって閉校ということはやむを得ないかなというふうに思います。

今、板橋区が進めようとしている教育は、子供たちが主体的に授業に関わって、お互いに学び合っていく中で成長していく、教師も子供たちに学びながら、教師も成長していくという教育なんです。

それを進めていくときに、余りにも単位が少な過ぎる、小さ過ぎるというところは、非常に大きな問題かなというふうに思っています、できるだけ、過大規模になる必要はないですけれども、適正規模の中で子供たちを一人一人大切にすることというのは小規模であっても適正規模であっても変わらないわけですので、そういう中で子供が育っていく教育環境をきちんと整えるのが私たちの仕事ではないかなというふうに考えています。

委員長 今回の統合の納得できる理由が示されていないようなご意見もあったんですけれども、あくまでも適正規模・適正配置の基準に基づいて進んでいる話だと思います。

過去に統廃合のありました板三小ですとか、若葉小とか高島七小とかのときは必ずしもその辺がはっきりしていなかったと思うのですが、今回の場合は、そのときよりはさらに進んだ形になっていたのでないかと思います。

ただ、協議会のあり方というよりは、やり方については、若干、色々、不都合な点もあったかとは思いますが、それは運用の仕方です。若干まずかった点はあったと思います。

ただ、あくまでも、私としては、複式学級になるような過小規模、超過小規模は避けなければいけないというのが我々の義務だと思っています。

大山小学校の場合には、先ほど教育長からお話がありましたけれども、344mだとか347mとか、非常に近いところに学校が隣接しているわけですし、これらの学校の入学数を、先の方の予定数を見ても、せいぜい6クラス分しかいな

いわけで、それですと、単純に考えれば3校で済んでしまう。どこかは統廃合せざるを得ない状況になっているんだと思います。

児童数が多いところは、それでよかったですと思いますけれども、少子化かどうか、人数が減ってきている段階では、やはり学校はある程度統廃合していくのが、大山地域に限らず、どこでもやむを得ないかなという気がしております。

では、今回、なぜ大山小学校でなければならなかったかといえば、人数が少なかったことによるわけですが、一般的に考えれば、どうしても、学校が複数あった場合、その中心にある学校はどこにも行けるわけですから、逆に、周辺の学校がなくなってしまうと、その地域の人は遠くへ行かなければいけないので非常になくすのが難しい。そうすると、やっぱり中心にある学校が最初に統廃合されるのかなという気がいたします。

それと、もう1つの理由は、板六ができて、板十ができて、大山小学校ができたという順番になっていますから、保護者ですとか、そのおじいさん、おばあさんの立場で考えると、どうしても自分の出た学校に入れたいという意向が強いのではないかなという部分は、これは私が勝手に推測しているんですけども、そういうこともあったのではないかなというふうに思っております。

今回、風評により少なくなったというふうなご意見もありますけれども、協議会ができる前から既に少なくなっているんで、風評のために特に少なくなったとは考えていないところでございます。

今回の中で、協議会のA案が20人どうのこうのという話がありましたけれども、私個人的には、20人だろうと10人だろうと、その2年生、3年生が複式学級になってしまうという状況では、やはり統廃合はやむを得ないのではないかなというふうに思っておりますから、20人という数字にこだわる必要は何もなかったのではないかなというふうに思っております。

それから、選択制に関して言えば、今回の場合には、大山小学校を選択した人が1名いるそうですけれども、ほかの地域を見ますと約4分の1の保護者の方が選択制をとっておりますし、特に非常にたくさん外から入っている学校もある。

逆に言えば、緑小というのは34人しかもとの子供がいけないのに、それ以上の方が外部から入ってきているというようなこともありますし、逆に言えば、その地域の子供たちがほとんどその学区の学校に入っているところも何校もあるわけです。

ですから、その辺は、保護者がどういう形で選択しているのか分からないのですけれども、学校公開のときに行きますと、結構、就学前のお子さんの父兄と思われる方が来ておまして、色々、授業の内容ですとか、学校の様子とか、特にトイレの様子とか、それからPTAの活動状況とか、そういったのを見て回っておられる姿を見ておりますけれども、そういったことを基準にして選択しているということであれば、その学校自体が、その保護者の希望に合っていればそこに行くのであろうし、そうでなければ別のところに行ってしまうのではないかなという気がしております。

では、選択が多かった学校に教育委員会が何かやっているかというのと、それは

特に何もしているわけではなくて、それは、学校なり、地域の方々が色々協力して学校をよくしようとしている。だから、大山小学校が何もしていないとは思いませんけれども、そういったところは選択が多くなっているのではないかなという気がいたします。

そして、選択制が仮になくなるとしますと、現在、例えば紅梅小学校ですと50人が学区外の学校を希望しておりますし、前野小の48人とか、非常に多くの人が学区外の学校を希望しているので、この人たちがその学区内の学校に帰れと言われたら、学校の方がかなり対応できなくなってくる部分もあるかと思えます。

逆に、先ほど申し上げました緑小みたいに、外の人がたくさん希望しているところは、今3クラスあるのが1クラスになってしまうという、そういう現象も出てくるかなと思えます。

逆に言うと、それは学区域の変更ですとか、多少手立てはできるかとは思いますが、そういった面での問題が色々生じてくる可能性もあるかと思っております。選択制を即廃止するというのは非常に難しい。

現在の形が決していいとは思いませんけれども、仮に即廃止ということになると、例えば寄留とか、そんな抜け穴が出てくるような気もしますし、町会の方から学区域の変更の要望がかなり出てくるのではないかなという気もしております。

ですから、選択制は今後も検討していかなければいけない課題ではあると思えますけれども、直ちに廃止というのではないかなと思えます。

ですから、大山小学校の場合にも、選択制で上手く外から来てくれる子供がいればよかったんですけども、残念ながら5名で、そのうちの何名かは兄弟がいるから来たというふうに聞いておりますので、大体、例年どおりの数だったのではないかなというふうに思っております。

結論でもないのですが、毎々申し上げておりましたように、複式学級を出さないためには、本来ならば今年度末で統合したいというのが私の意見でありますけれども、協議会の方では来年度末という意見が出されておりましたので、それに合わせるのがやむを得ないのかなという気がしております。

実際に、統合になってしまうお子さんですとか、保護者の方には大変ご負担をかけることになるのは重々承知しておりますけれども、やはり板橋区全体を考えた場合には、我々としては、断腸の思いであっても、やっていかなければいけないという気です。

さらにご意見があれば、どうぞ。

谷田委員 選択制の件は触れなかったのですが、よろしいですか。

自分は、学校選択制を導入しなければよかったと思っておりません。導入して一定の効果は出ているのではないかなというふうに思っているのです。

今井先生などもよくおっしゃいますけれども、先生と保護者の学歴の差がどんどん縮まっていく中で、保護者の方が学校を見る機会とか、関わる機会というのは、少なからず学校選択制によって設けられたなというふうに思います。

若干、言えば、選択するんだからこそ、もうちょっとこういうことは保護者の

方もやってほしいなというふうな部分はなきにしもあらずだなというふうに思いますけれども、もっともっと地域の方とか、特に保護者の方にもどんどん学校に関わっていただきたいというような思いはあるのかなと思っていますし、そういう意味でも、学校選択制は、私自身はよかったかなというふうに思っています。

ただ、恐らく、これから来年度のための、抽選になった学校が増えているとか、色々、検証の結果を踏まえながら、一定の見直しという話も、これから議論になってくるんだろうと思うのですけれども、そのあたり、各校で導入したときからどういう効果があったのか、そういったことも含めてしっかり検証した上で、私はやっていくべきではないかなというふうに思っています。

だから、いきなり廃止というのはないのかなというのが、現時点での私の意見です。

今井委員 補足ですが、特別支援に関しては、不足して大山小学校に増設という形できた経緯がありますので、例えば、今回、平成26年以降、弥生と統合とか、そういうことではなくて、近隣校のどこかにつくるような方向でいくんだとすれば、2つが合わさったときの大きな混乱とか、そういうのもないでしょうし、望ましいのかなというふうに考えるのですが、その辺の見通しというか、全くラフな段階で伺うんですが。

学務課長 今現在、大山小学校の特別支援学級にいらっしゃる方々の保護者の方々のご意見をもろろ聞いていかなくてはいけないと思うのですが、基本的には、大山小学校を閉校するのであれば、それに代わるものとして、どちらかの周辺校に、新たに特別支援学級を設置するという方向ですが、学校施設との関係もございまして、今は板橋第七小学校で検討しているところでございます。

新しい学校づくり担当課長 それは、これまでも保護者の方との意見交換会だったり説明会のところでも、事実、具体的な学校名を上げて説明させていただいているところでございます。

ただ、「こちらに用意したから、どうぞ」というのは、特別支援学級の児童に関しては難しいです。これまで、保護者の方のお話の中では、単独で通学するのに、長い時間をかけてやっと慣れた環境が変わることについて非常に影響も大きいというお話をたくさんいただいておりますので、そういった部分では、その意向というのでしょうか、移る部分については、様々、その配慮というか、お話を聞きながら進めていかなければいけないというふうに考えています。

今井委員 すみません、もう1点。

13日の報告会の議事録を読みますと、関係皆さんの思いが伝わってきて、心苦しさは本当にあるんですが、何点か。

今回の現行の選択制のもとでの学校案内で、大山小学校がこういうことなので検討中ですみたいな部分が入ったことに関しては、あれはもう印刷し終わった段階で、この委員会の中で議事が進んでいる中で、そういう情報提供は新1年生の

保護者の方に与えないといけないという判断は、私自身しましたし、ここでも発言していますし、必要なことだと考えました。それを、田中課長がすぐ乗ってくださったというか、動いてくださったという形です。

本当に、この会議録を見ると、その1点をとっても、田中課長に物すごいご苦労を強いてしまったのかなという、そこが私としては申し訳ないなという思いです。悪者は、むしろこっちだという思いです。

それから、「協議会の位置づけは、では、何だったのか」というご発言がありますが、委員長がおっしゃったように、それから、新しい、今回の依拠した適正規模・適正配置審議会の答申に載っている教育環境協議会でありますから、それを尊重したいという思いはすごくありまして、協議会の6回の議論の方向性に従って、実は、どちらかという、閉校を早めたか、遅めたかといったら、ご意向を酌んで遅める方向に、多分、私自身の思考も働いたかなという思いがありますので、そういう意味では、協議会での議論というのはすごく意味があったんだろうというふうに思います。

それから、協議会の意見書のご提出をいただいたわけですが、これもA案、B案となって、皆さんの気持ちではない云々というのはすごくよく分かる気がします。どなたも廃校に賛成していないんだろうというのは十分に伝わっています。

では、その協議会がA案と決めたから委員会でそう判断したのかというと、実は全然そうではなくて、協議会の意見書とかはもちろん尊重しますが、それは色々な法令で意思決定しなければいけないのは我々であって、その職責、その重い責任に基づいて判断させていただいたということです。協議会の意見書に名前を載せた方が非難されるようなことがあっては本当に申し訳ないという気がしています。

以上、つけ足しです。

教 育 長 先日、16日の議会の委員会の中で、大山小学校についてご発言された委員が何人もいらしたんですけれども、その中で、今回、大山小学校の学区域のお子さんで、板五小を希望して補欠になってしまったというお子さんがいらっしゃるんですけれども、その後、そのお子さんたちが会場で、友達と別れてしまうということで大泣きしていたというようなことで、「大山小学校は行きたくない学校だ」というふうに言っていたと。「そんなに行きたくないような学校に、どうしてしてしまったのか」というようなご発言があったんです。

ただ、私は外で聞いていたんですけれども、それは違うなと思って弁解したいなと思いました。大山小学校は、今は本当に過小規模の学校ですけれども、学校単位で子供たちを本当に大切に育ててきています。

つい先日も、委員長と一緒に、連合音楽会という、3年に1回出られる音楽会に出てきました。ほかの学校は6年生が歌ったり5、6年生が出演したりということだったんですけれども、大山小学校は1年生から6年生まで、特別支援学級のお子さんみんな一緒に合奏と歌を歌っていました。

その様子を見ていて素晴らしいなという、こういう教育を小さくなっても頑張

って学校がやってくれているということは、私は自信を持って皆さんに、「行きたくない学校」ではないんだ、本当に素晴らしい学校、学校は努力してやってくれているよというのだけはお伝えしておきたいというふうに思っています。

来年度、1年間運営することになりますと、今の予定では、特別支援を入れて60人になっていますけれども、ここから抜け落ちるお子さんがかなりいますので、場合によっては、50人を下回ってしまう本当に小さな規模になってしまう場合もあります。

私は、個人的には余りいい状況ではないとは思いますが、教育委員会としても、教員の配置、ベテランの先生の配置等を含めて、1年間、何とか、小さくても、そのお子さんが1年間を経て次のステップにきちんと進めるような取り組みは、ぜひ支援していきたいというふうに思っています。

新しい学校づくり担当課長

今の議会での話の件ですけれども、確かに、私の説明のところで不足している部分がありまして、結果として、大山小学校は嫌われた学校というような印象を与えてしまったことは大変申し訳なく思っています。

お話にあったとおり、板橋五小を補欠登録になった方とやり取りをしている中で、就学時の健診については、一旦といたしましょうか、そういった状態の方は通学区域の学校で受けていただくということなので大山小学校についてご案内したところ、大山小学校に入学する意思がないので、できれば板橋五小なのか、さらに別の希望校で受けることはできないかというようなお話をいただきました。

このケースというのは、大山小学校のケースに限らず、あることだと思うのです。抽選で補欠になった方は幾ばくかいらっしゃるので、そういったところの紹介の仕方が悪かったのと、「ここまで嫌われた学校にして」というようなご発言があったところで、しっかりと否定し切れなかったというところは大変申し訳なかったと思います。

委員長

文教児童委員会の委員さんのご意見の中で、複式学級が、来年度に限らず、もし存続するのであれば、さらにずっと続くわけですけれども、それでも大山小学校を存続した方がいいというようなご意見はあるんでしょうか。

新しい学校づくり担当課長

議会の場として正式にはなかったと思いますけれども、一般的に複式学級については、どういったところが問題なのか、何がいけないのかというようなやり取りしているのをしている事実はございます。

ただ、来年度、実際に複式学級になってしまうことと、実際には在校生の転校の状況を鑑みますと、他の学年がその人数に陥ってしまうような可能性もございますので、そういった説明等はしていますけれども、議会の場として、そういうご発言がなかったと記憶しています。

委員長

来年1年間あるわけですから、仮に、例えば板十小との交流を多くするとか、ほかに、小中連携もあるんですけれども、そういった機会を多くすること

はできるのでしょうか。それは学校で考えることですか。

新しい学校づくり担当課長

その点については、今後、近隣の学校との打ち合わせという形になってきますけれども、実際に、先ほど、今後の予定のところ、就学先の希望ということで、お気持ちのところから、近々にとというのは難しいと思うのですが、しかるべき時期にお話を伺って、その段階で、どこの学校に就学するかという意向を聞いた上で近隣校との計画というのを立てていかなければいけないとは思っています。

そういった話も周辺校には働きかけていきたいと思います。

教 育 長

いつ閉校になるということが決まっていけば、交流をどういう形でどこの学校と進めるかということの話し合いにも、入れる状態になっていきます。周辺の学校としては、決まれば即その話し合いに入る条件整備はしていますというふうに校長からは聞いています。

高 野 委 員

先ほど、教育長から、「大山小学校が行きたくない学校だ」というような発言があったということをお伺いして、本当に、これから、もし平成26年3月ということが決まれば、1年間かけて、大山小学校の子供たちにとっては、普通の子供たちが経験しないようなことをこれからしてもらわなければいけないので、周りでそういう言葉が出たというのは、受け入れる学校とか、その周辺の小学校や何かにも、万が一そういった間違っただけの考え方のようなものがあってはいけないと思うのです。

ですから、もしこれが決まったときには、教育委員会を挙げて、そういう体制を、次の環境に溶け込めるようなことをしっかりやっていかなければいけないというふうに、決まったらですけども、そういうふうに思いました。

そういう発言が出たということはとても心配で、また、校長先生を初め、学校関係の方が大変素晴らしい教育をしているということは、私も何度も伺っているので、そういうところもしっかりこれからも皆さんに知っていただきたいと思えます。

教 育 長

先日、校長と話をしましたら、きちんと決まっていけば1年間の時間があるので、1年で、大山小学校にいて本当によかったねと、大人になっても心に残るような1年間を子供たちに過ごさせてあげたいということをおっしゃいました。すごく印象的でした。

委 員 長

ほかにご意見はございますか。

先ほど、田中課長から、転校希望者もあるというお話がありましたけれども、そういうふうにする保護者なりお子さんも十分あるとは思いますが、その際には、ぜひ、本人の希望を妨げることがないように処理していただきたいと思いますし、今回の転校については、保護者の財政的な負担は何も生じないような形でできるのでしょうか。

新しい学校づくり担当課長

現時点で考えていることは、まず、意向調査の段階で情報的なものをしっかり漏れないようにといいたまいますか、知られたくない方もいらっしゃるでしょうか、そういったところにはまず十分配慮していきます。

それから、当然、転校の状況ですが、体育着等、一定の学校の決まり物がありますれば、そちらの負担がないように。これまでも閉校時にそういった対応もとっていますので、それに準じた形で対応していきたいというふうに、何回か保護者の方にもお話ししたところでございます。

委員長

では、評決の前に、もう一言おっしゃることがあれば、どうぞ。

今井委員

反省としては、8月にも申し上げたと思いますが、例えば、3校ぐらいで人数が減ったり増えたりというのを三、四年おきで繰り返しているようなケースとか、1校だけ減って、それが徐々に盛り返しているケースとか、そういうのを見てきている中で、大山小学校の場合には、後から振り返ってのご説明では、授業が難しくなってしまうのが2クラスぐらいあったのを、現校長、スタッフが直してきて、会うたびに、こんな努力、こんな教育をやっているという話を聞いている中で、これはもう増えるだろうなというふうに思い込んでしまったというのが、色々考える遅れだったかなと、私自身の一番の反省点かなと思います。それは申し訳ない。

今まで経験したことのないケースだったので、その辺はよく今後も考えていかないといけないことだなということを、反省を含めて申し上げます。

谷田委員

ここで決めるというふうなことが、次の新しい一歩につながっていくような形、また、その決定で色々苦勞される方も少なからず出てくるということですから、そこに対しては、教育委員会がしっかり支援していく、そういう形で決定していきたいと思います。

高野委員

先ほどと重複しますが、このことは大山小学校だけのことではなくて、周辺の学校や何か、これから受け入れていく学校や何かも一緒に考えていただいて、よい形で移行していけるようにというふうに思っております。

私は、早く結論を出してあげることが子供たちにとっての責任だというふうに思っております。

以上です。

教育長

協議会を開いて、学校の関係の方々に、閉校を含めて大山小学校の今後のあり方について論議していただくというのは本当に大変なことだなというのを痛感しました。だけど、では、その当事者を除いて周りの人たちで決められるかといえ、もっと決められないんですよね。

今回も、委員の選任に当たって、周辺の町会ですとか関連の方などにも声をか

けたりしましたけれども、自分たちのことは自分たちで決めてほしい、関連の周辺だからといって口を出すことは控えたいというご意見もございました。

それから、今までのように、前の統廃合のときのように、教育委員会がこうやりますと決めていけば、また、これはこれでなかなか皆さんは納得していただけないという状況の中で、これからもそうですけれども、情報を早く出して協議会を開いて論議していただくという方法を教育委員会として取ろうということの第1号が今回の大山小学校の件だったんですけれども、これは、みんなつらいと思います、本当に。

私たちが決めていくのに本当につらいところはありますけれども、皆さんのそういうつらさをきちんと踏まえて、決めていくべきところは、こういう形で、今後も論議を進めながら、教育委員会で責任を持って決めていくということが必要だというふうに感じております。

今井委員　あと、報告会の議事録とか、文教児童委員会でのご発言で、事務局は委員にちゃんと情報を与えているのかと。

多分、そのお気持ちというのは、事務局がやりたいことがあって、そこにぶつからない範囲内で委員に情報を与えていて、委員の意思決定がゆがんでいるのではないかといったような思いが多分おありなんだと思うのですが、そんなことは全くなくて、どういう教育が必要なのかということを経営のビジョンから振興計画にかけて考えてきている中で、例えば事務局の田中課長だったら、「今井はこう考えるだろう」というのは、直接話さないことがもしあったとしても予測がつくような、そういう間柄で田中課長の判断がむしろ行われて、伝わっていくという意味の、全体像においては「事務局がこうしたいから委員を誘導している」というような図式は全くなく、むしろ逆で、課長とか次長が板挟み状態になっているような状況と言った方が多分正確なのかなという気がします。

その辺で、もし誤解があるようでしたら、そういうふうにお考えいただければというふうに思います。

委員長　学校は、同年代の子供たちが人の意見を聞いて自分の意見をつくっていく場であると思いますから、どうしても人数が多くなると学校の意味がなくなってきましたし、特に最近、先生が一方向的に教えるのではなくて、協同学習という形で、グループに分かれてそれぞれ学習するという形式がとられて、それが非常に学力の上でも効果があるというふうに言われているわけです。

協同学習もできないような少ないクラスでは、我々としては、もっと環境をよくしていかなければいけないんだという立場に置かれているわけですし、学級数も、1学級ではなくて、あくまでも、本来なら3学級、できれば2学級で、合唱コンクールにしろ、運動会にしろ、ある程度、競争することによってお互いが切磋琢磨してよくなっていくという面もあるので、学校としては、ある程度の人数がいないと学校ではないというふうに思っております。

今回の統廃合も、当事者にとりましては非常に大変なことでありますけれども、

実際に、そこにおられる児童のことを考えれば、やむを得ないかなというふうには思っております。

ご意見も出そろいましたので、ここで評決したいと思いますが、評決につきましては、請願第2号、議案第22号、それぞれでお諮りします。

日程第二 請願第2号「学校選択制・学校適正配置に関する請願」については、これまでの審議を踏まえまして、ここで述べている学校選択制は大山小学校の統廃合に関する選択制についてのご意見と判断いたしますので、選択制自身については、これからも検討していくわけですけれども、この請願に述べられております選択制については、学校適正配置に関する請願と合わせて採択したいと思っております。

これまでの、皆様のご意見を伺うところでは、不採択という意見を述べられておりますので、ここで、最初に不採択についてお諮りいたします。

不採択でご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 では、そのように決定いたします。

議案第22号「板橋区立学校の廃止について」、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 では、そのように決定します。

○報告事項

1. 平成23年度決算調査特別委員会総括質問答弁要旨

(資料庶一1・庶務課)

委員長 それでは、報告事項について聴取します。報告1「平成23年度決算調査特別委員会総括質問答弁要旨」について、庶務課長から報告願います。

庶務課長 それでは、私の方から報告させていただきます。

資料につきましては、右肩に「資料」とついているものをご用意いただきたいと思います。

今回の平成23年度決算調査特別委員会総括質問は、10月30日から11月1日の3日間、総勢15名の議員の方から行っていただきました。

教育関係につきましては、大津のいじめ問題、あるいは区内で発生しました小学生の交通事故に関連いたしまして、教育委員会のあり方について言及された方が多いというふう感じております。

教育関係の質問がなかった方もいらっしゃいますけれども、全体として非常に教育関係への質問が多くて、そういう印象がございまして、その意味では、次長

は今日欠席でございますが、今回の総括質問は次長の答弁が多く、疲れたのではないかなと思っています。

そういう意味もありまして、資料も大分分厚くなっております。

また、時間の都合もございますので、少しかいつまんだ形でご報告させていただきたいと思っております。

まず、茂野委員でございます。

まず、いじめについてのご質問の方がございました。

いじめの現状と対応について、あるいはインターネットを悪用したいじめの現状と対応についてというようなことでご質問をいただきまして、これまで指導室で当委員会にご報告させていただいているような内容をご報告させていただいたところでございます。

また、いじめの対策につきましては、右の方に書いてございますけれども、いじめが発見された場合には指導室の方に速やかに報告が上がるようになっておりますので、その報告に基づきまして指導室等が対応し、また、教育委員会全体が学校と連絡いたしまして、ともに解決に向けて全力を挙げていくと、そのような答弁をさせていただいております。

めくっていただきまして、茂野委員は、(6)のところコミュニティスクールということについてのご質問がございました。

これについては経緯がありますので、ご報告させていただきますけれども、このコミュニティスクールの導入に関しましては、平成19年度の議会で同じような質問がありまして、それにつきまして、教育委員会としては前向きに取り組んでいきます、検討していきますというような答弁をさせていただいているところです。

その後、学校支援地域本部というような概念も入ってまいりまして、その事業に取り組んでいるところですので、一番最後のところで申し上げておりますけれども、この事業が各学校で根つき、発展することによりまして、コミュニティスクールの整備に結びつくというような考え方を一定程度示させていただいたところでございます。

菊田順一議員につきましては、関連質問はございませんでした。

次に、佐々木としたか議員ですけれども、1、教育委員会関係についてということですが、議員ご自身に、先ほど申し上げました、いじめを含んだ現在の教育環境に対する強いお考えがおありになるということで、その視点も含めて、まずは道徳授業ということについてのご質問が続きました。

道徳授業についての時間数とか、どのようなテキストをというような形でのお話、ご質問でございますので、それについてお答えさせていただいているところでございます。

4ページのところで、記載してございませんけれども、時間が少ない中で、大阪府・市で制定されました教育行政基本条例、これについての見解を求められておりまして、私ども教育委員会等の答弁といたしましては、その見解といたしますか、背景等々を踏まえまして、板橋区の教育委員会としては、こうした教育行政

基本条例というものが直ちに必要であるとは考えていないというようなご答弁をさせていただいているところでございます。

次に、田中いさお議員であります。

教育委員会のあり方、役割・権限、それから今回の交通安全についての責任とというようなことでのご質問がありました。

まず、教育委員会が、今回の死亡事故について、誰がどのような責任を取るのかというような形での質問からになっています。

②の安全確保についてというところで最終的に取りまとめた答弁をさせていただいておりますけれども、この交通事故とかそういうものの責任というような行政全般に関わる問題につきましては、最終的には、地教行法の規定にもあるように教育委員会がその責任を負っていくものであるという考え方、解釈の仕方を述べさせていただいたところでございます。

また、個別に交通安全教育についてはどのような対策をしているかということで、これまでご報告してきましたように、緊急対策というようなことで安全教育を再度するとか、もう一度、交通ルールについて確認してもらうとかというような形の答弁をさせていただいております。

また、本日も、この後、危険箇所についてのご報告がありますけれども、そのような形での中間報告というようなものをまとめてご報告させていただいているところでございます。

7ページにまいりますけれども、質問の内容の要旨が、教育長のコメントについてとなっておりますが、これにつきましては、2回目の死亡事故を受けまして、緊急に教育長の方からコメントを出させていただいたというご報告を過日させていただいておりますけれども、そこにつきましては、児童本人に対するメッセージと大人に対するメッセージという2部構成になっていたんですが、その2部構成の大人に対するメッセージの呼びかけが、最後のところで、「私どもがしっかり守っていきましょう」というような呼びかけになっていたのですが、これが、この質問の中では「他人事に感じる」。「もう繰り返さない」という決意を感じたかったというようなご感想も含めた形での質問になっています。

また、この段階でも、校長先生の責任というようなことも一定程度、ご質問があったところです。

私どもとしましては、二度とないようにということで、今後、最後のところに書いてありますけれども、道路管理者、警察、PTAや地域と十分に連携をとって、継続的な対策に取り組む、二度と事故が起きないような対策を教育委員会が先頭になって、学校に周知していくということで、決意を述べさせていただいているところでございます。

次の通学用品についてということでもありますけれども、先ほどの資料の中でも少しありましたけれども、学校で指定の体操着ですとか、校帽ですとか、そういうものがありますけれども、それを区外のお店を斡旋しているような学校もあるというような情報がありまして、それについてどうなんだというようなご質問の内容でございます。

答弁としましては、区民、保護者から理解がいただけるような購入形態にするのが一番肝要であるというふうに考えておりますので、そういうような形で、校長会を通じて、よりよい形で進めていきたいということでお答えしているところです。

続きまして、なんば英一議員でございます。

なんば英一議員につきましては、いじめのご質問が多くなっております。

警察の介入ということについてはどうなのだろうかということで、いじめを放置して、対策もとらずに、警察、第三者に解決を委ねるということはどうなんだろうという形の質問になってございます。私どもとすると、生命身体に危険が及ぶ、あるいは緊急かつ重大な場合、また、悪質ないじめについては、いじめられている児童生徒を守る観点から、警察の協力は必要と考えている。一定程度、犯罪であるというような見解を述べさせていただいているところであります。

しかし、学校がいじめを放置して何の対応も取らずに、学校が警察に解決を委ねることは本末転倒であると考えておりますので、そのようなことがないように、実際に迅速に取り組んでいきたい、発見と早期対応が大切だと繰り返し申し上げているところです。

なんば議員からは、START事業ということで、非常にここは評価していただきまして、STARTについて今後も一層頑張りたいし、より活用した対策をしていただきたいということでございます。

9ページの⑦で、学校長先生のマネジメント能力をもっと上げていかなければいけない、それがいじめの解決にもつながるということで、ご指摘をいただいておりますけれども、私どもといたしますと、当然、校長のマネジメント能力が教育に大きく影響してしまっていて、高い能力を示すために色々な研修会を行いまして、その研修会の内容も工夫改善して向上を図っていきたいということでお答えさせていただいております。

10ページは、通学路の安全ということです。

また、11ページの方では、学校の適正配置ということで、大山小学校について個別にご質問を受けているところでございます。

はぎわら洋一議員ですけれども、投票が低下しており、政治教育というようなことでご質問を受けているところでございます。学校における政治に関する教育内容について答弁したところでございます。

いわい桐子議員ですけれども、交通安全対策についてということで、ご質問がございまして、これにつきましても、今までの経過等々を踏まえた形で報告しています。いじめについても、同じような形で述べております。

また、天津わかしお学校について、見直しの検討というような情報があるけれども、一定程度、評価する形で、きちんと考えてほしいと意見をいただいているところでございます。

それから、松崎いたる議員につきましては、No. 1プランについての社会教育会館の見直しについてということで、こちらの方のご説明をしているところでございます。

おなだか勝議員からは、大山小学校についてのご質問をいただいております。今、この前に審議していただいた内容とほぼ似た形のご意見、ご質問等をしていただいております。同じような形でお答えしてございます。

長瀬議員につきましては、関連質問はございませんでした。

高橋正憲議員につきましては、交通安全についてということで、同じようにお答えをさせていただいております。

松島議員は、ありませんでした。

五十嵐やす子議員は、いじめについてということでご質問をいただいております。

いじめられる側を守るという考え方については、同じように、しっかり守っていくことが大切だというご答弁をさせていただいております。

井上温子議員につきましては、教育委員会関連質問はございませんでした。

報告については、以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員 STARTの事業を評価いただいているというのは、とても嬉しい話ですよ。学校は、以前に比べると、非常に問題も多様化していますし、様々な支援が必要で、学習指導講師しかりだと思えますけれども、教職員以外の支援する立場の人というのをもっと充実させていくということは、学校にとってとても大事なことでというふうに思います。

STARTもそうですけれども、本来であれば、もう少し具体的に人が、色々な仕事があると思えますけれども、上手く切り分けるようにということまで、予算上の問題もあるかもしれませんが、こんなことまで考えられるといいのではないかとというふうに思います。

高野委員 10ページの、「あいキッズ」の中の、学力向上というところで、「地域の住民や学生らの有償ボランティアがサポーター事業を7校で展開している」と書いてあるんですが、これは具体的にどういう内容のものなのか。

また、7校というのは、何年度ぐらいから始めた学校がこういうサポーター事業が展開できるようになってきているのかということをお教えください。

学校地域連携担当課長 「あいキッズ」の学習指導でございますが、7校を、具体的な学校を全部言えないのでございますけれども、特に大東文化大学の学生さん等に入ってもらいまして、放課後、学習指導という形を有償で指導していただいております。

「あいキッズ」は、どこの学校でも学習指導をやっております。その内容というのは、大体、生徒の宿題を中心にやっていますが、それ以外に、ちゃんとした有償サポーター、地域の大学生とか教員免許を持っている方に入ってもらって宿題を見ていただくのがありますし、法人さんが独自のプリントを用意してやっている学校。それから、徳丸小学校みたいに今年からフィードバック学習を学校

と連携しましてフィードバック学習をやっている学校もあります。

徳丸小学校、蓮二小、常盤台等々で有償ボランティアが入って学習指導をやっています。

高野委員 分かりました。

委員長 有償というのは、あくまでも先生が有償で、生徒はただですよ。

学校地域連携担当課長 もちろん、そうです。有償ボランティアということです。

谷田委員 今回の関連で、学生たちは、そういう活動をすることで当然学生たちの成長につながると思うのですが、例えば、具体的に大学の単位につながるのか、そういったことはあるのですか。

学校地域連携担当課長 大体、ご指導いただいている学生さんというのは、教員志望の学生さんが多いということ聞いてございます。

そういった面で、お金よりも、将来教員になりたいという方が、経験といますか、ノウハウを学ぶということで、大東文化大学の地域連携センター、相田校長先生が大東文化に行かれておりますので、そこら辺と連携を取り合って、学生さん等を紹介していただいて、特に教員志望の学生さん、そういった方をお願いしているのが多くなってございます。

教育長 「あいキッズ」とか、放課後の時間帯に、学生さんにボランティアで来ていただいて開いているところも増えてきているんですけども、その場合は、大学の単位ということはないと思うのですが、例えば東洋大学のように、板橋区と協定をきちんと結びまして、通常の学校の授業等に協力していただいている場合は、単位として反映できるというような制度を利用していますから、日中はそれで来ている生徒さんもいます。

本当は、もっとそういう制度がうんと広がるといいですよ。学生さんにとってもいいですし、学校にとっても、子供たちにとっても、自分と年齢の近い先生と接するのはすごく嬉しいようですので、学習も進むかなと思います。

谷田委員 うちの会社にインターンシップで、今年も大東大生が4人来てもらいましたけれども、単位になるらしいので、10日間ぐらいですけども、そういうのがあるかないかで、随分、積極的に関わる姿勢も変わってきたりとか、そういったことが少しでも学校にも役に立つのであれば、そういうふうなつながりを上手につけておくのもいいかもしれません。

今井委員 今、学校の外での活動に単位を出すというのが徐々に増えてきている。あるいは、学校の外での資格取得。

例えば、「あいキッズ」なり学校なりで補助的に教えていただく、それを細かく認定するような仕組みがある、プール教室のハンコでいいですから、認定するということと、あとは、大学側が授業としてカリキュラムを起こしてやるという両方があれば多分できますよね。

高野委員 これから「あいキッズ」もどンドン色んな学校に広がっていくんですけども、どういう形で地域が参画していけばいいのかというのは、なかなか難しいと思うのです。

ですから、上手くいっている例というのを、また色んな学校に広めて、よりよい活動になるようにしていけたらいいなと思います。

学校地域連携担当課長 さっき委員さんがおっしゃった成功事例をなるべく共有し合って、よりよい「あいキッズ」を目指していきたいと思います。

教育長 先ほどの、放課後の「あいキッズ」での学習指導の中で蓮二小とか常盤台小という名前が挙がってきましたけれども、こういう学校は、地域支援本部でかなりしっかりした活動をされていますよね。そこのつながりはどうなっていますか。

学校地域連携担当課長 例えば、高島第六小、高六小は学校支援地域本部がやっていますが、ここは学校支援本部が中心になりまして、放課後学習を学校と一体となってやってございます。

教材は学校が提供する。あとは学習指導員が講師になるということと、それから、「あいキッズ」は「あいキッズ」の指導員もそこに関わる。

それから、学校支援地域本部で地域のボランティアの方を講師とみなす。総勢10人ぐらいで、高島第六小学校で、学校の方は「スーパースクール」という、すごい名前をつけまして、勉強的に遅れているお子さんを学校の方で「君たちはそこに行きなさい」ということで指名して、そういった教室で授業が遅れている子供たちを中心にサポートしている。学校支援地域本部がそういう一切のコーディネートをしてやっているということが高島六小の方で行われています。

蓮根小学校は学校が中心ですが、学校支援地域本部の方が地域から学習サポートのボランティアを提供している、また、蓮二小の「あいキッズ」の職員もそこに入っているということで取り組みが進んでございます。

今井委員 学習指導講師の勤務時間をずらしたりとか、色々工夫していますよね。

教育長 それもかなりやっていますよね。

委員長 今回の質問の中で、いじめ問題がかなりたくさん出ておりましたけれども、いじめ問題は対策も重要であると思いますけれども、まず、いじめを発生させないような環境をつくっていくのが大切かと思っております。結局、お互いの意見を

尊重し合うような風潮になってくればいじめもなくなってくるかなと。

実は、いじめをする人は快感を持ってやっているということなんで、いじめることがデメリットになるということが分かれば、いじめはやらないというふうには本には書いてありました。

ですから、そういう対策をしていけばいいかと思えますし、ただ、誤解によるいじめというのは多分たくさんあると思えますので、それは話し合いで解決できるかなというふうに思っております。

それと、交通安全の対策で、トラフィックスクールをやれというご質問がありましたけれども、交通安全教室はやっているんです。それを何となく英語で言うと「トラフィックスクール」という、その違いかなというふうには感じておりますけれども、若干、やっていないところもあるやに聞いておりますので、その辺はしっかりやっていっていただきたいなと思えます。

そして、地域の協力ですけれども、地域は意外と、交通安全をやるとは言いながら、実際に自分の店の前に来るとガードレールはつくってほしくないとか、個人の立場になってくると色々と意見が違ってくるので、なるべくその辺のご理解が得られるようなことをしていただきたいというふうに思いました。

今井委員 はぎわら先生の政治教育、そのものについての意見では全くないんですが、「〇〇教育」と、たくさんあって、すごく色々な種類のもののご要望が常に入ってくるので、はぎわら先生を非難しているわけでは全くないんですけれども。

日本の学習指導要領は、かなりよくできていて、例えば政治教育だったら、小学校3年生のところと4年生のところをまとめると「ほら、政治教育とタイトルがつくでしょう」みたいなものが散らばっているというような、その手のことがとても多いので、そういう意味では、この答弁は上手だなと思いました。

委員長 あと、コミュニティスクールは文部科学省の考え方が以前とは変わっていると。

教育長 コミュニティスクールに関しては、政府もすごく二転、三転してしまっていて、当初、コミュニティスクールを出したのは文部科学省の初等教育部門でした。その後、地域支援本部を生涯学習部門の方で提案しているんですよ。

内容的には、もちろん少し違うんですけれども、基本的な趣旨は変わらない。地域と一緒に、どうやって学校をつくっていかうかというところですから変わらないんですけれども、その辺のところはどうも上手くいってなくて。

民主党政権になってから、今度またコミュニティスクールというふうに言い出しまして、今度、少しまた内容が変わってくる見込みというような、その辺のコミュニティスクールと、地域支援本部の考え方の整理がされていくのではないかなというふうに期待しているところなんです。

今井委員 生まれが違うんですよ。コミュニティスクールは、例の学校をもっとしっかりしなければという観察なり、誤解なりの元で、それと学校のガバナンスの議論

で法改正までして、コミュニティスクールの学校運営協議会に諮らなければいけないことみたいなことを2つか3つ決めたという、外部から学校をしっかりとものにしようという考え方で出てきたものだし、地域本部は、もっと、学校が現に困っているんだからできることをやっ飛ばさうよみたいな、そういうガバナンスとは直接関わらないところから生まれてきているというのが、まず大きな違い。

そうすると、では、ガバナンスがあるかということ、外部の人の意見を聞こうねといったときに、では、現にコミュニティスクールで関わってくれている人たちが教員目線ではなく気づいていることがあるよねというところで話し合っ、て、学校が、もうちょっとここはこうした方がいいかなというふうにもっていきこうという板橋の作戦がベストだと私は思っているんですけども。

教 育 長 地域と学校との関係性を見ていく中で、学校支援地域本部の方が、確におっしゃったように、みんなで学校を守り立てるためにはどうしたらいいかという、コミュニティスクールに比べると、うんと楽といいますか、ゆるい応援組織だと思うのです。

でも、その中で、それがきちんとしていけば、ここはもっとこうしていった方がいいんじゃないという、当然、コミュニティスクールで話し合われる内容というのは話し合わなければいけないし、話し合われるようになってきていると思うのです。

その中で地域と各学校との関連を見ていくと、地域支援本部ができなくて、何で、もう一步高いレベルまで要求されるコミュニティスクールが、地域との関係でできるかなという、すごく率直な疑問がありますので。

板橋の場合は、地域支援本部はどこでもできる状況にはなっていると思うのですけれども、そこが、もう一步高い視野に立って、ガバナンスのところで学校を、地域としてどうするか、学校経営をどうするか、人事をどうするかということも含めて考えていくためには、学校地域本部でうんと訓練をしていく中でできていくのではないかというふうに私は思っております。

委 員 長 ほかにございますか。

(なし)

○報告事項

2. 平成25年度入学式・入園式等について

(資料指—1・指導室)

委 員 長 それでは、決算委員会の報告を終わりました、報告2に移ります。「平成25年度入学式・入園式等について」、指導室長から報告願います。

指 導 室 長 資料指—1でございます。来年度、平成25年度の入学式・入園式等について

の日程でございます。

まず、入学式・入園式等の前に、学校の始業式と終業式が先に決まってくるようになっていまして、これについては、板橋区立学校の管理運営に関する規則というところで休業日が決まっているので、始業式や終業式が法的にも決まるというところですよ。

その日取りがここにありまして、その始業式と終業式が決まった時点で、入学式と卒業式をいつにするかということについては、これは学校行事なので、校長会と相談して区教委が決めるという形になります。その一覧表がこれでありま

す。
例えば、春季休業日、いわゆる春休みですが、4月5日に終わるということが規則で決まっていますので、4月6日以降の一番早い日が始業式になります。6日が土曜日ですので、4月8日が始業式。

幼稚園については春季休業日の規定がないので、小学校とずらした日を園長会と決めたという形になります。

入学式については、小学校は始業式と同日、中学校は一日ずらした日というのを校長会等で相談して決めていくと、こんな形になります。

天津わかしお学校については、保護者の方が、入学式、始業式等に皆さんいらっしゃるの、こちらの学校が休みの日、週休日か学校休業日に設定しているということで、これは特例ということになります。

以上で報告は終わりです。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

特に、こういう日程だということで、委員の方々にもご出席いただく日にちがありますので、よろしく願いいたします。

○報告事項

3. 学校ネットパトロールの実施結果について（報告）

（資料指一2・指導室）

委員長 次に、報告3「学校ネットパトロールの実施結果について」、指導室長から報告願います。

指導室長 資料は指一2でございます。

以前にもお話しさせていただきましたが、今年の10月のひと月間、学校ネットパトロールを実施しましたので、その結果の報告でございます。

これは、もともといじめが発生したということにつきまして調査を開始して、ネット上でのいじめ、見えないいじめについても把握する必要があるということで、業者に委託しまして1カ月間実施したものでございます。

調査期間は10月1日から10月31日まで。

調査対象となったのは、板橋区立の小中学校、天津わかしお学校の77校であります。

調査結果については、1枚めくっていただきまして、1ページ以降になります。発見されたサイト数でございますけれども、全体で655件ということでございます。

内訳はその表にありますとおりですが、学校非公式サイトについては18件、それからプロフであるとかSNS等が637件、こちらが多いのですが、都合655件です。

今回のこの調査では、当初、いじめの裏の情報ということで探っていこうということでしたが、内容的に、いじめに関する発言等の確認はされておられません。

しかしながら、後で説明します飲酒とか喫煙とか「今日、たばこを吸いました」みたいな感じのこの書き込みがあったり、それから、子供自身が自分のプロフに自分の写真を掲載したりという、いわゆる個人情報の問題、そちらの問題がむしろ多く存在しているということが分かったということでもあります。

サイトの内訳。下の棒グラフでございますけれども、こういったような状況になっておりまして、今はやりの「ameba」の部分が、中学生等がよく使っている。使いやすいということだと思いますけれども、こういうふうな傾向が出ています。

めくっていただきまして、2ページでございます。

発見された事象についてでございますが、これはリスクレベルが高いもの、中ぐらいのもの、低いものということで3段階にしているということは以前にもお話しさせていただいたとおりです。

レベルの高いものは、すぐに自殺であるとか、命のことであるとか緊急性の高いものですが、これについての報告はありません。

中レベルのものについては幾つかございましたので、ここに掲載しておりますけれども、小学校については、非公式サイトのうち半分が中レベル、中学校については1件。

プロフ等につきましては、小学校は中レベルのものはありませんけれども、中学校については634件中130件に当たる21%。これが中レベルのところ、先ほど申し上げましたとおり、個人情報の公開とか、何か削除が必要であるなどというふうに思われたもののレベルがこのようになっております。

続いて、3ページでございます。

リスクレベルの中について。これは中学校だけの事例でありましたけれども、この内容でございます。130件ありました。こちらにつきましては、写真の掲載をしていたものが130件中100件に上っておりまして、一番割合が高くなっております。

そのほか、飲酒・喫煙についての記載、それから、「不登校、いじめ、自傷行為」と書いてありますけれども、いじめについてはありませんでしたけれども自傷行為等についての記載はあったというふうに確認されているものはあります。

これらのものにつきましては、各学校で適切な対応をとるようということと、情報モラルに関する安全教育等を通して子供たちの指導を徹底するようというふうに話しております。

子供たちは、この顔写真の掲載については自分たちの仲間しか見られないのではないかということで、載せてしまっても大丈夫だろうという意識がどうもあるような感じであります。そのあたりも徹底して指導していかなければならないかなというふうに感じておるところであります。

この結果を受けて、教員の研修を11月下旬から3回にわたって実施することになっていまして、子供たちのネット内での情報交換というのはこういうことが行われているんだと。

こんな中からも、ICTの使い方もそうですけれども、いじめの温床にもなるところなので十分注意していくようにということでお話をしていこうというふうに考えています。

以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

今井委員 こういう調査をやって研修しているという流れは、すごいですね。リアルな研修になりますよね。すごくいいなと思っておりました。

谷田委員 これは、今回、1回だけやったということですが、お話を伺っていると本当は継続的に実施していくべきものなのかなというふうに思いますけれども、そのあたりはいかがですか。

指導室長 本来は継続すべきだろうというのを、業者もそういうふうには言っています。今回の傾向としては、10月後半に数字がぼんぼんと上がってきたということがありまして、恐らく、誰かのプロフにみんながアクセスするような形とか、色々なことが後半に集中したのではないかということを読み取れる状況がある。事実、前半の方で1回報告させていただいたときには、10日前後で80何件だったと思いますので、後半にかなり集中しているという。だから、そういった意味ではむらがあるということもあるかと思いますが、何かしらの形で継続できれば本来はいいのではないかなというふうに考えています。

委員長 飲酒とかたばこの発言等は、事実の場合もあるし、あえて格好つけて言っている場合もあるし、色々なケースがあるのではないかと思います。

あとは、個人写真は、別のところの講演で伺った話によると、たくさんの人に見てもらうために、だんだんエスカレートしていくんです。だんだん際どい写真になってくるということがあるので、なるべく、こういうのは初めのうちに押さえておいた方がいいと思います。

指導室長 今のところ写真は、自分の写真か友達と2人、3人で写っている写真ということで過激な部分はないんですけど、中には顔がはっきり特定できるようなもの

があるので、学校の方からそれを削除するよという話をしています。

委員長 できるだけ継続して、調査と研修を、全ての先生にやろうとすると、とても1回では済まないわけですから、継続して進められる方向でご検討いただけると、よろしいかと思えます。

○報告事項

4. 平成25年度放課後対策事業「あいキッズ」の運営委託法人について

(資料地-1・学校地域連携担当課)

委員長 では、報告4に移ります。「平成25年度放課後対策事業「あいキッズ」の運営委託法人について」、学校地域連携担当課長から報告願います。

学校地域連携担当課長 それでは、資料は地-1になります。「平成25年度放課後対策事業「あいキッズ」の運営委託法人について」をご覧くださいと思います。

板橋区版放課後対策事業「あいキッズ」につきましては、平成25年度は8校で実施することが決まっております。

その中で、現在直営の学童クラブを新たに運営委託して「あいキッズ」事業にする5校につきましては、「あいキッズ」事業運営委託法人選定委員会を設置しまして、プロポーザル方式で企画書の書類審査とプレゼンテーションによる審査を行いまして委託する法人を選定いたしました。

そして、その結果を踏まえまして、区として運営委託法人を決定いたしましたので、ご報告いたします。

まず、記書きの1でございますが、「あいキッズ」の運営委託法人でございますが、記載のとおりでございます。

この中で、全く初めて「あいキッズ」を委託する会社は、桜川小学校の株式会社サクセスアカデミーでございます。

2の選定経緯でございます。

法人の募集期間は7月28日から8月27日で行いました。

公募についての説明会と運営を委託する学校及び学童クラブの合同現地見学会を8月10日に実施したところ、14の法人が参加いたしました。

最終的には、社会福祉法人2、NPO法人2、財団法人1、株式会社7の計12法人の応募がありました。

続きまして、選定委員会でございますが、メンバーは、学識経験者等の第三者委員が3名、区関係者6名、保護者委員は各校2名ずつの10名で、合計19名でございます。なお、保護者委員は、ご自分の学校についての委託法人の選定のみを行いますので、実際の審査は各校につき11名の委員、第三者委員3名、区関係者6名、保護者委員2名で行ってございます。

第1回目の選定委員会は9月11日に開催いたしました。

内容は、選定基準及び選定方法の決定、最終審査通過法人数の決定を行いました。その結果、1法人2校までの運営委託を可とすること、応募法人が希望して

いない小学校は受託しないこと、一次審査（書類審査）で第2回選定委員会でのプレゼンテーション、ヒアリングを行う法人の数を各校6法人に絞り込むことを決定いたしました。

また、法人の選定に当たりましては、昨年同様ですが、得点合計と法人の受託希望校とのマッチングにより行うことを決定しました。

具体的には、事前に、応募法人に、何校までの受託が可能か、また、受託可能校数のうち小学校をどの順で受託希望するかをあらかじめ提出させる、そして、小学校ごとに得点順による応募法人の順位づけを行う。小学校ごとに合計得点が1位となった応募法人とマッチングし、応募法人が当該小学校の受託を希望している場合、受託が決定する。

複数の小学校が同一法人を1位とした場合は、応募法人の希望順位が高い方2校までを受託することができることとする。

これによりまして、1位となった応募法人がその小学校を受託されない場合は、引き続き、2位以下の応募法人とマッチングを行う。

そして、最後に各小学校とマッチングした応募法人が運営委託に適切な応募法人であるかどうかを選定委員会で協議し、選定委員会での結論とする。

なお、判断、またはマッチングしがたい場合が発生したときには、選定委員会での協議により決定する。

以上の選定方法を決定いたしました。

そして、各委員が9月11日から10月3日まで、応募法人から提出された企画書の書類審査を行いまして、各校ごとの一次審査通過法人を決定いたしました。

応募法人12社のうち2社は一次審査不通過となりまして、最終審査は10法人を対象に行うことになりました。

第2回目の選定委員会は、10月20日土曜日に一次審査を通過した10法人についてプロポーザルを実施いたしました。各法人のプレゼンテーションのうち、ヒアリングを行いまして応募法人の評価をしていただきました。

最後に、各校の保護者委員による保護者加算点を加算していただきまして、プロポーザルを終了いたしました。

最終的な集計作業も含めまして、長時間にわたる選定委員会となりましたが、新規実施校5校の受託法人を選定することができました。

一次審査、最終審査における各小学校ごとの法人別の得点状況は、2ページから4ページに記載されたとおりでございます。

5校のうち、新河岸小学校、桜川小学校、弥生小学校、紅梅小学校の4校につきましては、合計点が1位の法人がそのまま選定されました。

3ページの一番下、向原小学校につきましては、合計点では2位の法人が選定されました。これは向原小学校で合計点が1位のE法人については、弥生小学校でも1位の評価になりました。このE法人は受託可能校数を1校までとしていたため、なおかつ弥生小学校の受託希望も1位としたため、弥生小学校を受託校といたしました。

この時点で、2位以下となった法人とのマッチングを行いました。2位の法人

につきましては、新河岸小学校、紅梅小学校の2校での受託が既に決定しておりました。

先ほど申し上げましたが、第1回選定委員会におきましては受託校数を1法人2校までとしましたので、この2位の法人につきましては向原小学校の受託はできないこととなります。

しかしながら、向原小学校の保護者委員から、2位となった法人は受託可能数を3校までとしており、また、向原小学校も受託希望校としているので、ぜひ、向原小学校の受託法人として認めてほしいとの強い要望が出されました。

このため、選定委員会におきまして、改めて協議検討した結果、事務局で、法人に対して3校受託しても人員配置等で安定した運営が可能かどうかの確認をすることという条件をつけまして、2位法人の3校受託を認めることを決定いたしました。

これらの決定に当たりましては、選定委員会で最終的に諮りまして、全員が納得して決定したという状況でございます。

選定委員会終了後、事務局におきまして、この法人に対する職員配置計画や法人とのバックアップ体制のヒアリングを実施いたしました。また、3校受託した場合の人員配置計画書を提出していただきまして、3校受託が可能であると判断いたしまして、選定委員会での正式決定といたしましたものでございます。

恐れ入ります。また、1ページにお戻りいただきたいんですが、3の今後の予定でございます。

「あいキッズ」事業を委託する法人の紹介を兼ねまして、2回目の保護者説明会を12月から、学校の保護者会及び学童クラブの保護者会に合わせて実施してまいります。また、関連する町会長会議におきましても報告を行ってまいります。

さらに、1月以降、受託法人の職員に、学童クラブに実際に入らせていただきまして、引き継ぎや、「あいキッズ」としての事前の研修を行いまして、4月からの「あいキッズ」事業開始の準備を進めてまいります。

なお、平成25年度に「あいキッズ」を実施する学校で、現在、既に学童クラブを民間委託しております中台小学校、板橋第一小学校、高島第一小学校の3校につきましては、来年度以降も、現在運営を委託している現法人に「あいキッズ」事業としまして引き続き委託して、次期更新時にプロポーザルによる選定を実施してまいります。

現在の各校の受託法人は記載のとおりでございます。

「あいキッズ」を新規にする学校につきましては、児童・保護者の皆様の期待に応えまして円滑な運営ができますよう、委託法人への研修バックアップを含めまして全力で取り組んでまいります。

長くなりましたが、報告は以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

今井委員 今年のノーベル経済学賞の手法をさっそく使ったんですね。

学校地域連携担当課長 今井先生から色々伺いましたけれども、研修しながら、去年とは少しやり方を変えたというか、創意工夫してやってございます。

委員長 グローバルキッズが3校やるということで、メリット、デメリット両方あると思うのですけれども、メリットの方が大きいかなと期待しますけれども。

学校地域連携担当課長 グローバルキッズさんは、大山小と高六小で受託されているんですが、正直、保護者さんの評判は大変高いです。ということで、保護者委員さん等はグローバルキッズを推されたと思うのですけれども。

ただ、校数が多くなると、どうしても学童のサービスの質が下がる可能性がありますので、そこら辺は、私どもは人員配置等をヒアリングして、書面でも教育委員会宛に、そういう水準を下げることはありませんと確約書もいただいておりますので、今回は大丈夫ではないかと思っております。

委員長 各校でよいところを取り上げて、それぞれの学校でやるようにしてもらえれば、むしろいいのではないかと思っております。
では、よろしいですか。

(はい)

○報告事項

5. 平成26・27年度放課後対策事業「あいキッズ」の実施校について

(資料地-2・学校地域連携担当課)

委員長 では、報告5「平成26・27年度放課後対策事業「あいキッズ」の実施校について」、学校地域連携担当課長から報告願います。

学校地域連携担当課長 それでは、引き続きまして、資料地-2「平成26・27年度放課後対策事業「あいキッズ」の実施校について」をご覧くださいと思います。

現在、「あいキッズ」は25校の小学校で実施しまして、いずれも順調に運営されております。

平成25年度は、先ほど報告させていただきましたとおり、新たに8校で実施いたします。委託法人も決定いたしまして、4月1日の開始に向け、準備を進めているところでございます。

「あいキッズ」の実施計画につきましては「いたばしNo.1プラン」、「No.1実現プラン2015」及び「いたばし学び支援プラン第2期」におきまして、平成27年度までに全53校で実施する予定になっております。

残り20校の各学校、関係部署との協議・調整が整いましたので、平成26年度、27年度に実施する学校名を報告させていただきます。

「早く「あいキッズ」を実施してほしい」との保護者や地域の声がたくさん寄

せられておりますが、実施計画に基づいて計画を実施している関係上、平成26年度10校、平成27年度10校としております。

平成26年度、平成27年度実施校につきましては、「あいキッズ」実施校の少ない赤塚地区、志村地区を重点的に平成26年度に実施する計画としております。平成26年度は、記載の志村小学校ほかの10校で実施する計画です。平成27年度は、記載の志村第二小学校ほかの10校で実施する計画です。

次に実施方法でございますが、現在、区直営で学童クラブを運営している学校17校につきましては、「あいキッズ」運営委託法人選定委員会を経まして、受託法人を選定し、決定してまいります。

また、現在、学童クラブを既に運営受託している学校3校につきましては、その法人にそのまま「あいキッズ」事業として運営受託を継続して委託してまいります。

今後、子供たちの放課後の安全・安心な居場所を提供しまして、健やかな成長を支援するため、平成27年度の全校実施に向けまして全力で取り組んでまいります。

報告は以上です。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員 これは施設面での課題みたいなのは、大体、目途がついているんですか。

学校地域連携担当課長 平成26年度につきましては、全て学校内で専用スペースを確保してございます。北野小学校につきましては学童クラブも2つありまして、1つは学校のすぐ前の1本道路を挟んだところにあるんですが、こちらを使うということですが、これは中根橋も今そういう状況で、すぐ学校の近接ですので、学校内で「あいキッズ」を実施という理念には反しないので、平成26年度は全て学校内、学校近接に施設が確保できてございます。

平成27年度10校につきましても、27年度校については若干まだ調整をする部分もあるんですが、大まかについては学校内及び既存の学童クラブを使って実施することが可能となっております。

問題の学校は、成増ヶ丘小学校、金沢小学校、成増小学校、この3校については、今ある学童クラブが学校から離れているということで、この3校については、教室のことで今まだ検討中といいますか、詳細を詰めているところでございます。

平成27年度ですので、来年中にきちんと詰めまして、来年度の平成26年度予算に間に合わせないといけませんので、そこまでにきちんと配分を考えていこうと思います。

委員長 志村二小も。

学校地域連携担当課長 すみません、そうです。志村二小と金沢小と成丘小でございます。成増小学校

につきましては学童クラブを使う予定ですが、道路を挟んで1本、成増社会教育会館にある学童クラブで、そのスペースを拡張する方向で検討してございます。

委員長 平成27年度最後の方で数が多くなってきたので大変ですけれども、よろしく
お願いいたします。

では、よろしいですか。

(はい)

○報告事項

6. 通学路の緊急合同点検について

(資料地-3・学校地域連携担当課)

委員長 では、報告6「通学路の緊急合同点検について」、学校地域連携担当課長から
報告願います。

学校地域連携担当課長 それでは、資料の地-3です。「通学路の緊急合同点検について」をご覧いた
だきます。

最初に、通学路の緊急合同点検実施の経緯について、説明させていただきます。

本年4月23日に、京都府亀岡市におきまして、4月17日には千葉県館山市
で、登校中の児童の列に車が突っ込み、死傷者が出る痛ましい事故が相次いで発
生しました。

これらの事故を踏まえまして、文部科学省、国土交通省、警察庁の三省庁が連
携して対応策を検討しまして、全ての公立小学校の通学路において、学校、警察、
道路管理者が連携して、通学路の安全点検及び安全対策を講じることになりまし
た。今回の通学路の緊急合同点検は、国の要請に基づき、全国で実施した取り組
みでございます。

板橋区における取り組みの状況でございます。

板橋区におきましては、合同点検を実施するに当たり、実施箇所、実施方法に
ついて協議し、危険箇所の安全対策についての対応策を検討するため、関係機関
による通学路の安全点検連絡会を設置いたしました。構成メンバーは、板橋、志
村、高島平の各警察署、区土木部各課、小学校長会代表、教育委員会ございま
す。

合同点検実施に当たりましては、文部科学省が示した手順により、まず学校が
保護者等の協力を得て通学路の総点検を実施して、交通安全の観点から注意、危
険箇所を抽出いたしました。そして、点検した箇所の中で、学校として合同点検
が必要な箇所を教育委員会に報告するという手順により行いました。

その結果、各学校が抽出、点検した箇所数は289カ所。そのうち、学校が合
同点検を必要とする、そして教育委員会に報告のあった箇所は89カ所ございま
した。

文部科学省の指示では、合同点検は、学校が合同点検を必要とした箇所の中で、

各機関が調整し、点検が必要と認める箇所を選定して実施するとされておりましたが、板橋区におきましては、安全点検連絡会で協議し、学校が合同点検を必要とした全箇所80カ所で行うことといたしました。

合同点検は8月3日から9月21日までの期間、延べ点検日数は12日間で実施いたしました。

点検は、管轄警察署、区土木部、学校管理者、PTA、一部町会、教育委員会が合同で危険箇所を1カ所ごとに歩いて見て回る方法で実施いたしました。参加延べ人数は244人で行いました。

この合同点検の結果を踏まえまして、対策案の検討を各機関で行った後、通学路の安全点検連絡会で調整し、対策・対応メニューを決定いたしました。

(5)の合同点検実施結果でございます。

合同点検実施箇所89カ所のうち、主としてハード面での安全対策を実施する箇所は65カ所で行いました。ハード面での安全対策が取れなかった箇所は8カ所でございます。この理由というのは、そこが私有地だったり、幅員等の物理的な面からハード面の対応が取れない箇所でございます。

また、ハード面での安全対策を必要としない箇所は16カ所で行いました。これは交通安全施設がもう既に整備されておりまして、これ以上の対応は困難であったり、主としてハード面の問題よりも歩行者や運転者のマナーに起因する問題であるといった面で、ハード面での対策を必要としない箇所が16カ所ございました。

安全対策箇所65カ所の機関別の安全箇所の内訳、実施時期の内訳はこの表に記載のとおりでございます。

表の欄外の(※1)でございますが、安全対策実施箇所65カ所のうち7カ所につきましては複数機関がそれぞれ対応するため、箇所の対応件数の計は72となっております。

お手数ですが、3ページをご覧ください。

こちらの方に、学校別の合同点検、安全対策実施箇所数を掲載してございます。学校別の合同点検箇所数、安全対策実施箇所数、機関別の安全対策実施箇所数の内訳でございます。記載のとおりとなっております。

こちらの下※の説明でございますが、(※2)でございますが、学校におきましては、全校で通学路の見守り強化、児童への交通安全教育の徹底の対応を実施しておりますが、この学校対応の7カ所は、それ以外の対応、例えば通学路の変更・見直し、学校として要請行為を行う等の対応を取る場合のみをカウントしてございます。

続きまして、4ページをご覧ください。一番最後のページになります。

学校別の主な安全対策でございます。

学校別の主な安全対策の内容は、こちらに記載のとおりでございます。

そして、学校ごとの合同点検内容の詳細、点検実施箇所の所在地、状況や危険の内容、それに対する安全対応策、実施時期、また、対応を実施できない箇所についても、個別的な説明につきましては参考資料等をおつけしてございます。

「通学路の緊急合同点検結果（学校別個別表）」、こちらに記載のとおりでございます。1件、1件は説明しませんのでよろしくお願いいたします。

お手数ですが、最初の資料の2ページにお戻りください。

最後になりますが、3の次年度以降の通学路の安全点検でございます。

今回は、国の要請による緊急点検としまして全国で行った今回限りの点検でございますが、板橋区におきましては、次年度以降も、警察、道路管理者、学校、PTA、教育委員会が連携しまして、継続してこの合同点検を実施して、通学路の安全確保を図っていくということを安全点検連絡会で決定してございます。来年度以降も継続して、これは板橋区として取り組んでいく予定でございます。

説明は以上でございますが、つけ加えることとしまして、合同点検しなかった箇所200カ所の対応でございます。これは、学校が注意、危険箇所として認識はしているんですが、学校さんとしては合同点検までする必要はないということでした。

今回の合同点検では、学校から点検要望のあった89カ所全てで点検をしましたが、200カ所は合同点検から外れております。これは、7月調査時点では学校管理者が合同点検までの必要はないとの報告をしていたためですが、その後、区内で死亡事故が2件発生してしまいました。

特に、高島二小で発生した死亡事故現場は通学路ではありませんが、学校側が注意、危険箇所として認識していた箇所ではありました。このため、教育委員会としましては、今回、合同点検しなかった箇所について合同点検の必要な箇所がないか改めて再度調査する必要があるのではないかと考えてございます。

そこで、校長会を通じまして、今回、合同点検を実施しなかった200カ所を中心に、再度、合同点検が必要でないか、もう一度調査点検しようと考えてございます。

その結果、学校側から新たに合同点検の要望があった箇所につきましては、改めて、今年度内に日程を調整しまして、順次、合同点検を実施したいと考えてございます。

また、安全点検連絡会におきましても、警察、道路管理者の目から、今回実施した合同点検の箇所以外で、この箇所は合同点検した方がよいという箇所がありましたら、また上げていただくようにもお願いしているところでございます。

補足説明でございましたが、以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

今井委員 実質、6月に始めて、65カ所はもうこれは終わってしまったということですか。

学校地域連携担当課長 はい。

今井委員 そうですよ。すごいですね。

学校地域連携担当課長 実際の点検ですけれども、表の1ページの方に書いてございますが、実施時期でございますが、平成24年度中に大体できる。平成25年度以降に板橋区で対応をとるものは2件ございます。

65カ所のうち63件は今年度中に全て対応する。2件につきましては平成25年度以降になるということでございます。

今井委員 内容もかなり色々多岐にわたっているし、細かいこともあるし。

学校地域連携担当課長 ちなみに、平成25年度以降にやるというのは、11ページの72番、73番。これが、今年度中にはできないということで、赤塚新町小管内の72番、73番の箇所については土木部の方で、72番については平成25年度、73番については実施予定ということで対応していくということになってございます。

教 育 長 本当に、関係機関が連携してやるという力はすごく大きいですね。

今井委員 交差点の改良まで考えてくれているのが。

委 員 長 ここで、上二で学童擁護員の立ち位置変更というのがありますけれども、交差点で、帰り時間に立っていただいているではないですか。あの位置が、我々が青健で子供たちを連れているときは、必ず車側に立つんです。反対側に立っていると、結局、人が通っていても旗が車からは見えなかったりするから、そういう意味では、その辺はきちんと徹底した方がいいかなと。

学校地域連携担当課長 分かりました。成増小管内でしょうか。

委 員 長 私が言うと、多分そうなんですけれども。

学校地域連携担当課長 注意しようと思います。

高野委員 この中で、安全対応策というのを読んでみると、例えば路上駐車とかとマンションの自転車が通学路に置いてあるとか、そういうものが何件かありました。

これは、こういう合同点検ではなくても、日常の中で、PTAですとか学校側の方から、こういうのは一度、例えば放置自転車とかは、注意したときにはなくなるんですけども、また時間を置いてそういうものがまた新たに置かれたりとかすることが多いと思うのです。

ですから、こういう合同点検以外にも、PTAのパトロールなどの機会に、そういうところの確認をしていただけるといいなと思います。

学校地域連携担当課長 ぜひ、学校PTAでも、もちろん、あとは地域のお力も必要ですので、警察と

連携してこまめにやりたいと思います。

高野委員 はい。

委員長 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

7. 読書感想文コンクールについて

(資料図—1・中央図書館)

委員長 では、報告7に移ります。「読書感想文コンクールについて」、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 こちらは、毎年、小学校教育会と中学校教育研究会が実施しているもので、表彰式並びに読書感想文集の編集を中央図書館で行っているものでございます。

この度、審査結果が出ましたので、その報告と表彰式の概要についてご説明したいと思います。

資料が図—1になります。

まず、参加状況ですが、小学校が1万7,342点、中学校が4,163点で、合わせて2万1,505点です。

次に、表彰内訳ですが、小学校が75名、中学校が30名です。

審査員は、小学校は教育会図書館研究部、中学校は教育研究会国語科研究部です。

表彰内訳は、記載のとおりでございます。また、表彰者は別紙のとおりとなっております。

次に、2の表彰式のところですが、12月8日午後2時より、仲宿地域センターレクリエーションホールで実施いたします。特選となりました31名の生徒さんは、当日、区長より表彰状と記念品が授与されます。

以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

たくさんの方が応募していて非常に結構だと思いますけれども、審査員の方は大変だと。

教育長 例年の数と比べて、今年はどうなんですか。

中央図書館長 昨年度と比べますと、昨年度は小学校が1万2,016点、中学校が4,734点で、全部で1万6,750点でしたので、全体的には5,000弱増加しておりますが、中学校が571点減少しているという、そういう結果でございます。

委員 長　これは、課題図書はないのですけれども、低学年の子供たちにはボローニャ絵本大賞の本を課題図書の1つとして推薦するようなのがあっていいのではないかなという気がします。

中央図書館長　そうですね。課題図書の部というのもあるんですけれども、大体、皆さん、自由のところで応募されていますので、それも1つの作戦としてあるのかなと思います。

委員 長　では、よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

8. 特別整理期間に伴う休館日について

高島平図書館　12/3(月)～12/8(土)

(口頭・中央図書館)

委員 長　報告8に移ります。「特別整理期間に伴う休館日について」、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長　既に年間の特別整理期間に伴う休館日については告知済みですが、直近の図書館のものについて報告するものでございます。

高島平図書館が12月3日月曜日から12月8日土曜日まで、特別整理期間に伴う休館となります。

報告は以上です。

委員 長　これは、定例のことなのでよろしいかと思えます。

次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありますか。

私の方から、1件ご報告します。

この度、11月30日をもちまして北川教育長が任期満了となりまして、大変残念でございますが、ご退任されることになりました。今日が最後の教育委員会ということになりますのでご報告させていただきます。

北川教育長より、一言、ご挨拶をお願いします。

教 育 長　どうも色々ありがとうございました。

正式には、明日に区長から議会の方に提案があって、30日の本会議2日目の論議が終わった後に人事案件の承認という形になりますので、正式に決まるのは11月30日なのですが、教育委員会最後の出席になってしまいましたので、一言ご挨拶させていただきます。

教育長を5年5カ月務めさせていただいて、本当にいい期間を過ごさせていた

だいたなというふうに思います。

何しろ私は、事務局の長として皆さんから事務局の運営を任されていたわけですので、まず、一番気をつけていることは、事務局の職員はかなりおりますけれども、特に学校の現場を大切にする、現場主義に徹してほしいということで、それをかなり口酸っぱく言ってきまして、まだまだその部分は十分ではないかと思っておりますけれども、これからも、その考え方だけは続けていってほしいなというふうに思っています。

それから、一番頭を痛めたのは、教育委員会の中で、色んな事柄をどう論議していただけるのか、そのためにどう早く情報を出していけるのかということをやっと悩んでおりました。なかなか難しい部分もあったりしまして、議会の中では、非常に形骸化しているのではないかと、教育委員会事務局が全部決めて了解だけもらって進めているのではないかとというようなご意見もあります。

地方の教育委員会などは確かにそういう、教育委員会さんがみんな名誉職でというところもかなりあるようですので、そういう批判が出てきているんだろうなというふうに思って聞いていましたけれども、これは本当に難しいなと思いつながら、でも、板橋では、教育委員さんが本当に色々ご意見を出していただき、素晴らしい方ばかりだったものですから、板橋はそういう教育委員会とは違いますというのを、自信を持って私はこの5年5カ月言わせていただいたというのは、幸せだったなというふうに思います。

まず何よりも、一番初めに教育委員さん自ら、皆さんの手で教育ビジョンをつくっていった。その上に立って今進めています「いたばし学び支援プラン」ができ、板橋としての教育の進め方が、ある程度方向が定まったなという、その部分は素晴らしい皆さんと一緒に仕事ができ本当によかったなというふうに思っています。

まだまだ、色んな課題を残したままで、このときに辞めるということで心苦しい部分もあるんですけども、自分の体調のことなどを考えて、これから後の4年間は、私自身が全うすることに自信がないものですから、ほかの若い方に代わっていただくということになりました。

次の教育長も、行政の方から来る人になる予定ですので、ぜひ、皆さんと一緒に論議しながら、教育委員会はこういうことをやっているんだよというのをもっとアピールできるような、論議ができる教育委員会として運営していただければというふうに思っております。

本当に長い間、ありがとうございました。

委員長 北川教育長には、5年5カ月の長い間、本当にお疲れさまでした。

教育ビジョンから始まりまして、学び支援プラン、色々お話がありましたし、教育支援センターの立ち上げを待たずに辞められるのは非常に心残りかとは思いますが、板橋区の教育に大きな革命を起こして、改善していただいたのではないかと思っております。

深く感謝申し上げる次第でございます。

今後は、ご健康に留意されまして、頑張っていたいただきたいなと思います。

今井委員 北川教育長は見事だなと、いつも思っていました。誰がどうという、良い、悪いの問題では全くなしに、現象論だけ言わせていただけると、北川さんの前は、結構、校長先生方と話したとき、あるいは校長先生たちの集まりの中に紛れ込んでしまったようなときに、結構、私は叱られていたんです。

教育委員会は何なんだ、これはこう、これはこうみたいな、割とそういう雰囲気があったのが、北川さんが教育長になって、ものの何か月でそういうのがずっと消えていき、今では、中学校の校長先生が、飲みながら授業研究の話をするぐらいにまで変わってきたという。

これはもちろん教育長の力は大きいし、指導室長たちの歴代の皆さんの力も大きいと思うのですが、本当に学校の雰囲気が変わったなというのは痛感しています、そういう意味では教育支援センターが軌道に乗るまでやっていただきかったなという思いでいっぱいです。

お疲れさまでした。

委員長 ほかに報告事項がなければ、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

午後 3時 47分 閉会